

令和元年12月12日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年12月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 議案審議

議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

日程第2 議案第70号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第71号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第72号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第69号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 議案審議。

議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。

昨日、原議員から質疑があってございましたが、執行部より資料が配付されておりますので、初めに、資料の説明について、執行部からお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

昨日は時間をとらせていただきましてありがとうございました。

それでは、行政事務支援業務委託と会計年度任用の費用比較ということで、資料を御参照ください。

行政事務支援業務委託につきましては、現在の年収を保障し、60名で計上し、委託業者の管理費、消費税を含みましたところで算出をしております。

会計年度任用職員の費用につきましては、現在の月収を保障し、期末手当、通勤手当、共済費を含め、行政事務支援の人数と合わせて60名で計上しております。

それでは、令和2年度でございますが、行政事務支援業務委託につきましては116,094千円、会計年度任用職員につきましては114,816千円ということで、差額のほうがマイナスの1,278千円となっております。令和元年度につきましては、行政事務支援業務委託につきましては、令和2年度同様の116,094千円、会計年度任用職員につきましては121,840千円、差額といたしまして5,746千円、令和4年度につきましては、行政事務支援につきましては116,094千円、会計任用職員につきましては121,840千円、差額の5,746千円となっております。

会計年度任用職員につきましては、令和２年度につきましては初年度になりますので、期末手当の支給率が年間2.6月のところ、1.74月でございます。したがって、令和３年度は満額の2.6月となりますので、令和３年度につきまして金額が上昇しておるところでございます。

なお、令和元年度で皆さん満額支給されるということになりますので、令和４年度以降は会計年度任用職員の費用につきましては据え置きの121,840千円ということになります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○３番（原 直弘君）

まず、この表の確認ですけど、令和２年度でちょっと例をとっていきますと、行政事務支援業務委託ということで116,094千円がこの表で記載されておりますけど、まず、私がきのう申し上げたのは、この委託費全体じゃなくて、人件費ということですね、こちらのほうに来年から移られる、ことし、現在、臨時の方がこちらに移られる方の人件費、純粋な人件費ということで資料を求めたと思います。

次に、会計年度任用職員という114,816千円、この分についてちょっと確認したいんですけど、やっぱりこの行政事務支援に移行される臨時職員さん約60名ということで説明をきのう受けましたが、この分が基礎数字となっているかどうかの確認。

あと、令和２年から３年、４年ということで記載されておりますけど、行政事務支援業務に移った臨時さんの場合はそのまま同額となっておりますけど、これについては全然昇給とかが伴わないかどうかのちょっと確認をしたいと思います。

それともう一つが、会計年度任用職員ということで、これは令和２年からずっと額が上がって、先ほどの説明では、期末手当ということで説明がありましたけど、昇給等が伴うということでちょっときのう説明を受けて理解してたんですけど、これもこの数字に入っているか、その４点をちょっと確認ということでお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねでございます。大変失礼しました。

委託料込みのですね、給与総額をこの２年度、３年度、４年度分ということで出させていただいておりますが、ただいま委託料と分けたですね、人件費、純粋の人件費のみの数字を後ほど答えさせていただきますので、まず、先ほど質疑にございました昇給についてのお尋ね、３番目、４番目についてのお尋ねで、特に４番目から私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

令和４年度以降は、昇給が今の現員の臨時職員の年齢でいきますと昇給が停止するということですね、先ほど令和４年度121,840千円というふうに答弁いたしましたけども、これ

が引き続き、この額で頭打ちになるということで御理解いただきたいと思います。

で昇給を伴うかどうか、委託の場合はですね、現給保障をしております、今パートタイムのほうで、今、週に20時間の勤務形態になっておりますので、これでいきますと、事務委託した場合、パートタイムになりますので、パートタイムの場合はそのように昇給がされない現給保障という形で委託事業者とは取り交わしております。

ただ、会社の中でフルタイム勤務を望むというようなことがあったり、あるいはフルタイム勤務になりますと期末・勤勉手当が支給されるというふうになりますので、それは貴社内での交渉ということになると伺っております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

今の町長の説明で大体昇給等々の件はわかったんですけど、今ちょっと一つ気になった点がございまして、町長が今業者とそれを取り交わしているという文言が、表現があったと思いますけど、それについてちょっとこう、今現在計上されているので、そういうことはあり得ないかなと思いますけど、それをお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

基本的に業務委託する前にですね、見積もりをとって積算をしております。それは1社のみではなくて、数社からとっているということで総務課から伺っております。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○町長（武廣勇平君）

済みません。私がちょっと聞き取っておりませんで、3番目、4番目が昇給が含まれているか、業務委託した場合に昇給が含まれているかということと、任用職員にした場合に額が頭打ちになっていきますけれども、昇給があるかどうか、ないのかというような話だったと思いますけど、1番目、2番目がちょっと失念しましたので、もう一度確認させていただいて答えさせていただくことはできるでしょうか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

それでは、1つ目がまず令和2年度の行政事務支援業務委託ということで、この額が実際全体の委託費となっているようですので、私がお聞きしたのは、純粋な今の臨時職員さんの人件費ということで、比較ということで金額を上げていただきたい。

2番目が、会計年度任用職員ということで計上されておりますけど、この額が今の臨時職員さんが会計年度にそのままおられたときの人数、きのうの説明では約60人だったと思いますけど、それが基礎数字となっているかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

済みません、失念いたしまして。再度御質疑いただきまして感謝を申し上げます。

同じ60人でございます。きのう御懸念であられました会計年度任用職員から行政事務支援に移行する際に、それが不適だとされる職種の人たちが含まれているのではないかという御質疑を思い出しましたが、それはこの基礎数値の中には含まれておりません。そのことで、合わせて60名で積算しているところです。

○総務課副課長（宗雲英則君）

行政事務支援委託のほうの委託料の人件費のほうですが、91,818,738円となつとります。委託料が13,721,756円としております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

済みません。ちょっと今、行政事務支援業務委託の令和2年度からということで91,818千円ということで回答いただきましたけど、ちょっと今、ちょっと計算機持ってないんで、その差額をですね、教えていただきたいということでお願いします。この表に対する差額です。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁は。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○総務課副課長（宗雲英則君）

差額につきましては24,276千円でございます。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

済みません。令和3年、4年もあわせて報告をお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

令和3年、4年につきましても同額の24,276千円でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

会計年度任用職員が昇給されているんで、若干差があると思うんですけど。

○総務課副課長（宗雲英則君）

行政事務支援委託業務につきましては、初年度の額での引き継ぎとしたいと思っておりますので、差額につきましては、あくまで116,094千円から91,818千円を差し引きました24,276千円。

○町長（武廣勇平君）

誤解を招いて済みません。

今、総務課副課長が答えましたのは、委託料との差額の話をして3年度、4年度に申しましたが、3、4年度の会計年度任用職員との差額について答弁をさせます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

会計年度任用職員との差額でございますが、令和2年度につきましてはマイナスの2,299,800円（「ちょっと違うごたる」と呼ぶ者あり）済みません。令和2年度につきましては、純粋に人件費といたしまして91,818千円、会計年度任用職員が114,816千円でございますので、マイナスの22,998千円でございます。令和3年度、令和4年度につきましてはマイナスの30,022千円でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

そしたら、純粋に行政事務支援業務委託に入ったほうが、今までの会計年度任用職員でそのままいくよりも安価にできるという積算でずっと続いていくという認識でよろしいですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

そのような認識をいただいて結構かと思います。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

○7番（吉富 隆君）

同僚議員が御質問を今まできのうからきょうにかけてですね、非常に働き改革の問題で非常に難しい問題だとはいえども、これだけ時間をかけてですね、執行部が答弁に苦しむような案件であろうかなと思います。しかしながら、やっぱりよく協議をされて御答弁をしていただければ時間の無駄遣いにならないのではないかなと思いますが。

そういった中で、この5ページに載っております総務費管理費、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託5,500千円の中身についてお尋ねをさせていただきます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。

継続費の中でこちらのほうで予算の中に盛り込ませていただいているところでございますけれども、体育館等整備に伴います中心市街地再評価業務委託ということで割りつけをさせていただいているところでございます。こちらの業務ということなんですけれども、こちらのほうも一応の整理を御説明申し上げます。

まず、業務的な内容かというふうに思われます。また、前提条件の整理というものが必要になってまいります。こちらにつきましては、例えば法令であったり、事業範囲、事業規模、それと、これまでこちらのほうで行ってきましたサウンディングの結果であったり、要求水準内容、自主方針の精査、こういったものがまず令和元年度には必要になってまいります。

そして、これまで例えばいろいろお話をさせていただきました、対話をしてきた企業さんなどに対しましても、そこも含めての話なんですけれども、例えば、興味を持たれている企業さんであったり、出店意向がある企業さん、こういったところにも無駄にはしたくないというふうに昨日申し上げましたけれども、そういったところの企業ヒアリング調査、こういったものも業務に含めてございます。そして、実施方針の子細評価をして公表という形の業務と、その実施方針に基づきます、実施方針を見ていただいた後にですね、事業者様とかにおけます質疑の応答、こういったものが令和元年度に含まれる内容かというふうに考えております。

その後に令和2年度なんですけれども、官民連携事業のスキームの設計、それと、性能発注に基づきます性能水準の整理、そして定量的VFMの検討設計、そして定量的評価及び定評的評価、そして特定事業の選定及び公表という形で、令和2年度のスケジュールというような形で当方考えてございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

室長さんのほうからですね、詳しく御説明をいただきましたけれども、中心地市街地の再評価と、こういう文言になっておりますので、一回評価業務委託はされているものだと思います。ですね。あくまでも補正なんですよね、これは。そうすると、元年度には5,500千円は執行をされるだろうと思いますが、2年度に11,000千円補正で上がってきてるんですよね。そうでしょう。令和2年度ですから、これ4月以降の話だろうと思いますよ。ここら辺のね、かみ合いが理解ができないんですよ、僕は。

そしてですね、説明書の欄を見ますとですね、この5,500千円だけしか上がってないんですよ。私はよく理解に苦しんでいるところでございますが、11,000千円につきましては当初予算で上げてもいいのではないかなと。ですね。継続費ですから、こういうふうな内容になるかなとも理解をするんですが、この予算書を見る限りはですね、なかなか理解に苦しみますし、もうちょっと詳しい説明をしていただかないとですね、容認できないよ。そうでしょう。令和2年度に11,000千円予算を補正でしますよという意味にしか僕とれない。当初予算で組んでも、2年度ですから4月からですもんね。その辺の理解が僕はわからないんでお尋ねをしているんですよ。いま一度御答弁のほうをお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

非常にわかりにくくて申しわけございません。

継続費ということで、今回、設定を議決をいただくために提案していただいているものです。まず、ちょっと誤解があってはいけないのですけれども、今年度執行予算といたしまして5,500千円、これを今回の補正予算のほうで計上させていただいております。で、次年度の11,000千円につきましては、これは当初予算の要求の中で入ってくる金額でございます。

以上でございます。

で、失礼しました。

それに伴いまして、何で今かということなんですけれども、これはもう事業に関して、中心市街地の事業というのはもう走り出しているところでございます。ですので、ここが間だなくスムーズに、しかもスピーディーにいけるような形で当方のほうで検討をした結果で、今回、予算を計上させていただきますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいというふうに思っております。

〇7番（吉富 隆君）

非常にですね、早口でこう課長さん説明しんさってわかりづらかですもんね。大事なことなんですよ、これね。あくまでも補正ですから、そうでしょう。

だから、私がお尋ねしているのは、2年度につきまして、11,000千円については当初予算で組んでもいいのではないかなと。継続的なものであろうとは思いますが、そこら辺の予算書の提示の仕方についてですね、私は非常に疑問を持ちますよ。わかりづらい。わかりづらい。私はやっぱり納得いくまで、この案件についてはやっぱり時間かけてでも質問させていただきたいと思っておりますが、時間の無駄遣いを僕もしたくないんで、この案件につきましてはですね、またいろいろと先のほうで予定があるようでございますので、そこでですね、時間をいただいて、きちっとした形での説明をですね、関連の事項もこれには必ずかかってきます。そうでしょう。

よくよく考えてみますと、体育館等ですよ。等とは何だろうかとかですね、何を含んでいるのかというのが説明の中ではなされない。よくこういう文言が見受けられますが、体育館等整備に伴う中心地市街地再評価業務ですね。だから、これは補正で上がってきて当然だと僕は思いますよ、5,500千円については。一回調査委託をしたけれども、いろいろな問題があって再調査をするというのは、規模が拡大するちゅうことで僕は解釈します。ですね。そうでしょう。

だから、この新聞記事を見てみますとですね、これに関連してるんですよ、関連。だから、ややこしくて理解に苦しむ。大事な案件ですよ。だから、こういったことはですね、きちっと、ほかの議員さんわかりませんが、僕は理解に苦しんでいるわけ。これ一般財源のはずだと思んですが、やはり一回したときにまたする。そして、令和2年度には11,000千円また計上しますよという意味だろうと思います。その辺が私は理解ができないんですよ。もうちょっとですね、詳しくゆっくりとですね、していただかなければ、これは僕は容認しません。できないです。関連が大き過ぎますよ、後に。いろいろな今、12月定例議会から、また3月から6月、9月、12月と4回の定例会をですね、さかのぼって検証すつとですね、ここに行き着くんですよ。物すごく大きな事案であるということを再三再四僕は言ってきました、どこかでですね、これきちっとした形をしておかないと、やっぱりこの議会でそう簡

単に終わらないではなかろうかと。そうあってはですね、できないだろうし、やっぱりきちっとこの議案審議の中で説明をしていただいたほうがいいだろうと思いますので、またその辺について御答弁をいただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

大変申しわけございませんでした。

今、議員が御理解いただいたとおり、体育館等などについては、後ほど担当室長から答弁させますけども、そうした整備をすることの提案を受けまして再評価し、この補正でその再評価の委託料を上げさせていただいているということ、そして、次年度にわたるですね、継続費という形で上げさせていただいてますが、当初予算、令和2年度予算でも計上するということは御理解いただいているようでありますが、継続費という考え方について理解がいただけないというようなニュアンスに聞こえたので、継続費、緊急性があり、スピーディーな対応を求められている現状からですね、継続費をという形でですね、計上させていただいておりますことをですね、室長から答弁させます。（発言する者あり）

○町長（武廣勇平君）

財政課長から答弁させていただきます。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。

まず、継続費というその財政上のもので、措置について御説明を申し上げます。

継続費と申しますのは、2カ年以上にわたってですね、事業を遂行することによってその効果があらわれるということで、予算の単年度主義の特例と言われるものでございます。通常であれば単年度単年度で予算を計上して、その中で執行していくと。その特例措置として、債務負担行為なり継続費、この辺が定義をされております。

継続費と申し上げますのは、2カ年以上にわたってまず総額について議会の議決をいただき、その内訳としてですね、当該年度に幾ら、次年度以降幾らということをもまず議決をいただいた上で、その年度年度で係る予算について計上をして執行するということなんですが、通常でいけば、契約等につきましては初年度に行い、その年割額を設定していくというような形になりまして、単年度単年度でやる単年度予算主義の特例ということでございますので、地財法なりですね、ちゃんと規定をされたものでございます。

また、内容につきましてはですね、ちょっと私のほうからの説明というのはどうかと思いますので、ただ、今年度補正予算でまず設定を計上したということにつきましては、体育館等の整備に係る事案というのがですね、年度途中に発生したということにより、今回の補正で計上しなくては、3月になりますので、早目早目の執行ということを目指して、本年12月ですね、議会のほうで設定をさしていただき、できるだけ早い執行のほうをですね、完了のほうを目指すというふうなものでございます。議会のほうにお願いをいたしまして、議決

をいただくのは第2表として継続費として設定された分、それと、それに伴います年割額の当該年度分をまず議決をいただくと。そして、令和2年度当初予算におきまして、その年割額の2年度目ですかね、そちらのほうについてまた御提案をするというような流れにはなってます。

以上でございます。

〇7番（吉富 隆君）

この継続費という意味はですね、僕は理解してるんですよ。ですね。やはり計画性を持って2年以上の流れ、3年でも5年でもということが可能なんですよ。だとするならばですよ、この予算を組むときにですね、こういうことはやっておくべきです。これは補正なんですよ。ここに僕は疑問持ってます。そうでしょう。例えば、当初予算で2年かかりますよ、3年かかりますよというふうなことが継続なんですよ。じゃ、当初予算で組むべきなんですよ。何で補正なのと。計画性がないんじゃないのと僕は思うんですよ。体育館施設でしょう。我々この新聞記事を見ない限り知りませんでしたから。そうでしょうもん。もう少し考えてみてください。これですね、体育館等というのが出てますが、じゃ、これ中心市街地に入ってますもんね。中心市街地の中に体育館施設をつくるために再調査をするというふうに僕は判断します。補正予算で今2年度まで何で出てくるのかという疑問を僕は理解しきれないわけですよ。いや、議会知らなかったでしょうもん、誰でも新聞が出てくるまでは。だから、やっぱり執行部の説明責任というのは、やっぱり問われる問題だと思います。

それと同時に、僕はいつも言ってるように、町の双肩にかかる大型事業でありますよ。そうでしょう。これ体育館施設とかいいことなんです、つくるのには。しかし、それだけの費用がまたここにかさんでくると。そういうことですよ。

そうすると、ずっと議会のあるとを精査してみるとね、この体育館等については修理するよというようなことも町長から答弁をいただいております。今回もいただいております。そうしますと、何が何かもうわけくちわからんごとなってしまう。計画性がないんじゃないですか。補正ですから、補正なら、当然継続というのは当初予算で組んで、2年かかりますよと、元年度はこうですよ、幾らですよと、2年度はこうなりますよと。じゃ、これ16,500千円で終わるのと。何か出てきはせんだろうかとかいう疑問を僕は持つんですよ。これですね、そう簡単に容認はできないですよ、今のままの答弁では。私個人的にはそう思っております。

やっぱり何ちゅうですか、議会の立場、執行部の立場、お互いが理解をし合って議論を重ねて前に進むことが一番大事であろうと。議会が知らなすぎるんですよ。やろうとする意向はですね、理解してます。しかしながら、核になる部分がお示しがないんですよ。それはされない理由はいろいろとこう答弁の中で出てきておりますが、その核になる部分がお示ししないならば前に進むことはできない。僕は判断する期間が短すぎるんじゃないかと。予定では

あした討論・採決ですよ。あした賛成か反対かせんばいかんですもん。やっぱり議会は苦しむんですよ。皆さんそうだと思いますよ。だから、やっぱり時間をかけてですね、やっぱり夜中まででんかかってでんが、これ解決する問題じゃない。今までのをきちっとした熟知をしていく、議会と行政が議論を重ねて道を開いていく、そして、こういうものができ上がりますよと。私も質問をこれしていますよ、関連で。どれだけの費用がかかるのと。ですね。私たちの小さか町で限度額があるだろう。例えば、50億円かかりますよと。じゃ、100億円かかりますよと。しかし、債務負担がついて回る。一番私が心配するのは、町の財政に悪影響がないような形をしていただきたい。20年のロングスパンなんですよ。世の中の変化、スピードがあつてくらくら変わっていきます。そういったことも含めて私は心配をしています。だから、町長嫌われるかもわかりませんが、質問をせざるを得ない、議員の立場として。これ明快な回答を求めても出てこないでしょう。そんな生易しいもんじゃないですよ。後ろに大きい問題が残ってますから。だから、この問題についてはですね、もう少し、これは町長にお願いですが、今立ちどまって、1年間の問題、この問題を精査をしていただいて、議会と議論して道を開くことが大事だろうと思います。いや、議会責任ありますから、そのことについて町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

スピーディーな対応を求められていると思っておりました。立ちどまって道を開くということがどういうことなのかというふうに自分なりに理解をし、解釈をすれば、やはり御懸念があつたり、なぜおきているかというところに明快に答えていくことだと思います。それはやはり疑問に思われるところに審議を尽くしていくと。しかも、この町民の見える公開の場でしっかり審議を尽くすことだろうと思っております。

御心配の町財政につきましては、この中心市街地再開発については、ふるさとの寄附金、基金を充てていきたいと。全額それで充用できるよう、しっかりこの寄附者の皆様方にも御理解いただき、対応していきたいと考えてございます。

また、御懸念の体育館等などについて答弁漏れがまだありますので、その点について後はど室長から答弁させますけれども、体育館についてはですね、改修を私が提案したことはございませんので、体育館についてはですね、老朽化100%というような状況であるということを経営部がこれまでストックのですね、調査についてはですね、御披露したことはあつたかと思いますが、そこを改修するということでは言ってきたことはなかったと思います。武道館についてはですね、改修の立場で物を言っていたと思いますけれども、体育館等について室長に答弁をさせます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

体育館等とは何かということでございます。これは、これまでの議会の中のやりとりでも体育施設の老朽化への対応に対する質問や御要望による御指摘などはなされておりました。

今回、体育館等と表記しておりますけれども、老朽化により、今後、大規模改修や建てかえが必要と予想されているものについても、いずれどこかの位置で、また、別途場所を指定して行うかの判断をし、そのどこかの時期で対応していくということは、将来的に予測していくのはそんなに難しくない話だと思っております。それを思えば、今可能な範囲で検討しておくこと自体は決して無益ではないというふうに考えております。

私どものほうでも体育館、プール、武道館などの可能性を一旦盛り込んだ上で、全体的な規模感からして、計画として整合性にマッチするかどうかという精査をしたいというふうに考えております。

しかし、一方、それによって規模感が合わなかったり、経済性が伴わないなど一定の状況が生じた場合には、経済性や技術的な側面を含め、検討の上、場合によっては中から絞り込まなければいけないという局面も片や想定しなきゃいけないかと考えております。

ただ、計画に追加する現段階におきましては、一旦俎上に上げてみようということで盛り込むことを考えています。体育館等とはそういう意味合いということで御理解いただければ幸いです。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

体育館等ちゅう意味はですね、理解をさせていただきました。

だから、でもですよ、今の答弁をよく聞きますと、絞り込まなきゃならない問題が出るという答弁もありました。じゃ、計画的にですよ、例えば、令和2年度にこういうことをやっていきたい、3年にはこうやってやっていきたい、それは執行部の調査でできる問題ですよ。財政等のかみ合いもあるでしょうし。

ただ、今、町長の答弁の中ではふるさと納税の関連を触れられましたが、これは、この中心地市街地の再開発に向けてふるさと納税の寄附金を充てるという意味なのか、体育館等についてのふるさと納税の金を充てるのかというのをちょっとわかりづらかったんで、いま一度説明をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

財源はふるさと納税寄附金を活用したいというふうに、当初から中心市街地については、その体育館等以外にもですね、充てていきたいというふうに考えてございます。

先ほど質問の中にありました、絞り込むという表現についての言及がありましたけれども、これはやはり老朽化している施設が今後更新が必要だという前提に立ち、中心市街地で官民のPFI事業で行うことと上峰町単独で公共施設整備として行うこととの、どちらのほうがですね、VFMが出るかという、コストが安くなるか高くなるかということを見比べるための検証でもあるということで御理解いただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

絞り込むという意味については、まだ私から言わせると計画的になってないんだと、今の段階では。やはり資金力とですね、かみ合いが出てくるんですね、これは町長さん、資金力と。いや、ふるさと納税を全体的に充てますよ、これ未知数なんです。きちっとした形が毎年度出てくるかという、これ出てこないんですよ。想像はあっても、努力はされるでしょうけれども。やはりこのふるさと納税に頼り過ぎていいのかどうか、私これ疑問持ちますね、財源については。

これが20年間のロングスパンでやっていく。債務負担はついて回る。ふるさと納税にもし何かがあったときにどうするのと。余りにもボリュームが大きいイベントなんです。だから、うちの町としてふるさと納税を充てるちゅうことは理解しますが、大枠で50億円の範囲内でやりますよとか、じゃ、80億円の中でやりますよとか、そういった明言が出てこない限りですね、これできないと僕思ってます。ここが核なんです、この大型イベントの事業については。じゃ、100億円以内ならば、こういう理由で町の財政に影響ないですもんねと。単純にふるさと納税の件をここに充てるということは、これは未知数ですから、これは確定にはできないと僕は思ってます。行政が努力をされているのは、いつも僕が言ってるように、ふるさと納税については努力をされております。

しかし、じゃ、ふるさと納税で今年度にですかね、元年度に40億円を目指して当初予算が組まれているんですね。これ40億円いくのと、本当にそうなのと。じゃ、50億円いきましたよと。じゃ、いろいろな経費を引いて幾ら残るのと。その金をここの再開発に充てますよという意味で理解はしますよ。確定じゃないでしょう、この数字は。ですね。一番心配するのはボリュームの問題です。町の財政に悪影響がないところでの進め方をしていただきたいと。そうしないとですね、私は容認できないと思ってます。これ時間かけて議論をしていただきたいと。

ここで議長、お願いでございますが、こういった協議をですね、行政側と議会側とのですね、すり合わせはしなければですね、前に進むことできません、ここでやりとりはと僕は判断します。今のままでこれ容認できないですよ。だからですね、議会の前に立ちどまって僕は申し上げたのは、その意味も含んでます。そして、この市街化地域ですね、再開発に向けて道筋をやはり議会も了解した、行政も理解した。そして、行く道をつくっていくのが大事だろうと思っておりますので、その辺についてはいかがでしょうかと。

○町長（武廣勇平君）

質疑の場ですので、お答えを申し上げます。

ふるさと納税を財源にするべきだというふうに私は考えております。先ほど議員がおっしゃいましたように、なるべく町の財政を傷めないように、かつ寄附者の意向をしっかりと実現するために4分類にし、総合戦略上、ふるさと納税の使い道に総合戦略のまちづくり、ひとづくり、しごとづくりに充てるようにしております、その戦略上、中心市街地に、中

心地に総合戦略の主なものを中心的にのせていくということになっておりますので、本町におきましては、そのような活用が妥当なものだというふうに理解されるべきものだと思っております。

で、その上で、今のお尋ねは、今この提案をしないとですね、提案している予算を執行し、再評価してVFMまで出さないとどれぐらいの費用がかかるかわからないわけなんですけども、その費用が出てないから、この協議が必要だと言われましても、これはやっぱりしっかり出すこと自体がですね、前に進めることでありますので、ちょっとどういう協議をお求めになられているのかがちょっと不明でありますので、その点について確認したいということと、私どもとしましては、ふるさと納税について、中財でも予算ベースで基準を設けておりますけれども、安定的に運営していくようにですね、考えているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

町長の答弁ではですね、理由は理解するものの、ふるさと納税は未知数だと僕は理解します、未知数です。だからですね、この大きな問題の核となる部分をお示しをしていただければ理解もしやすい。先ほども申したように、余りにも大きいイベント、町を左右されるような大きな事案ですよ、これ。だから、慎重にしなければならぬ。

これですね、もし、もしですよ、このまま突っ走って悪影響が出たときは、今の議員の皆さん子々孫々と残りますよ。責任重大なんですよ、議会はね。数字が小さいから目をつぶることだって考えます。だから、核となる本当に50億円以内で進めていきますよ、80億円です、100億円かけても財政に対しては影響ないですよ、核になる部分がお示しにならないと、何ぼふるさと納税を充てますよと。理解しますよ。でも、その核になるもんが出てこなきゃできないでしょうもん。それだけの責任が僕はあつと思ってます。

いや、簡単にですね、議案審議の中で賛成か反対をせろというのは時間足りません。いや、簡単に反対もできませんよ。簡単に賛成もできないと僕は判断してます。

要するに、町長が言われるように、この予算についてはですね、こういうことをやらないと前に進まないというのは理解してます。理解をね、してますよ。それは段階的にこういったことをやっていかないと前に進まないというのも理解します。だからといって、じゃ、2年にわたってこの予算はですね、打ち切りかという、また出てくる可能性が出ます。だから、きちっとした計画を立てて議会にお示しをされれば何ら問題なか。これは執行部の説明責任をやっぱり問わらんばいかんじゃないですか。ここ一、二時間でですよ、解決する問題じゃないですよ僕は思ってます。厳しい意見かと思いますが、後であのときにね、こうしとけばよかったというようなことはないようにやはり議論を重ねるべきだと。これは何ぼやりとりしても同じなんですよ、核が出てこない限りは。だから、何ぼやっても一緒だと思いますんで、今の現在で僕容認できませんので、それは心得とっていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど計画的でないということでございましたが、体育館と武道館につきまして老朽化率を申し上げます。これについては、両施設ともですね、老朽化率が、町のさまざまな公共施設がそれぞれの課にわたってですね、ございますけれども、最も古い状況に位置づけられてございます。これらを更新をしていくということは計画性があるものだというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

また、足らぬ質疑はこの場でしっかりと答えていきたいと思いますので、御質疑のほうをよろしくお願いいたします。

〇7番（吉富 隆君）

体育館施設についてはですね、佐賀県で一番古い建物だと思ってます。だから、これは早く建て直せよという意見は議会からもしてまいりました。それは理解してますが、町長のいわく、財政との関連もあったかなと思いますが、修理ですと、ですね。こういう議論で進んできたと思います。これ一番古いやつに計画性がないとは言い切れない部分もあるんですが、町長いわく、修理と、ですね。そういうことやったでしょう、教育長ね。だから、教育側から考えると、やっぱり新しく建て直してやるべきだと。

私が計画性がないと言ったのはですね、中心市街地に持っていくためのこれは予算ですもんね。これが補正で出てきたということです。そうでしょう。そこに大きな疑問を持ち、理解に苦しんでいるところですよ。

町長は今御答弁されたように、この議案審議の中でやっていくちゅういうのは、これは5時までには解決しませんと僕は思ってます。だから、先ほども議長にお願いをしたように、同僚議員の中での質問の中でですね、全協の話も出てました。だから、議員の皆さん、そこでこの議案審議の中で控え目な質問をされているであろうと思います。町長さんの今言われるように、本議会でやる、議事録に残したほうがいいちゅう考えがあるんで、それと同時にですね、この議会で初めて町長が発言されました、二元制代表制やろうもんで、これが本当なんですね。本当です。地方議会は二元制代表制ですから。これは町長がやるとが本当だ。本議会でやって本当に話がつくかと。時間がなさすぎます。あした討論・採決ですから、議員の皆さんは賛成か反対か、どちらか二者選択ですから、それには時間が足りないんじゃないですかと僕は思ってます。だから、やっぱりそういった話し合いの場が必要になるんじゃないかなと思っております。

これ以上僕は質問しません。このままでは容認できないということだけは御認識をしておいていただきたい。中身がわかってくれば、私は賛成のほうに回る可能性もあります。できれば賛成してあげたい。町の活性化のためにやっていただきたい。しかし、核の部分が出てこなきゃできないと思う。今のところではそういう考えを持っておりますので、執行部の方々には御理解をしておいていただきたいということで、この項の質問は終わらさせていただきます。

○教育長（野口敏雄君）

体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託につきまして、先ほど来計画性のことが出ておりました。それにつきましては、私は非常に責任を感じるところでございます。9月議会でもお話ししましたし、今議会の最初のほうでもお話ししましたが、これについては、既にサウンディング調査等がですね、進められているというのは重々承知しておったわけですが、一方で、武道館を含む体育施設等の老朽化、これは私が就任した当時から議会の議員の皆様方からかなり御質問等もいただいておりますし、先ほど町長言われましたように、老朽化率で見ましても100%ということでの実態がございました。

そして、前回にもちょっと御紹介しましたけれども、ことしの3月に建物損耗調査を実施した折にもそのことが出てきたわけでございます。それを根拠として、その後、教育委員会では、では、具体的にどう進めていくのかというときに、幾つかの選択肢も含みながら、建てかえなのか、改修なのかということも含めて検討を進めてきたわけでございますが、例えばの例でいきますと、同じ場所にですね、建てかえていくということになりますと仮設をつくったりもしなくちゃいけません。で、仮設をもしつくった場合に、武道館レベルの広さであれば95,000千円、そして、体育センターレベルの施設であれば290,000千円ぐらいがですね、これはあくまで試算ですけども、が必要になってくるということになっております。ですから、議論の中では、現在の場所よりも違う場所に建てるほうがいいんじゃないかというふうに少しシフトがですね、傾いてきたのは事実でございます。

そして、その中で8月、9月ごろになってからなんですけども、中心市街地の調査等は進行形で進んでおりましたけれども、そこで9月になって中心市街地の中に体育館施設等、老朽化しているものをですね、含めないものだろうか。もう実際スタートしているのはわかってたんですけども、御相談を町長にしたという経緯。これは以前にもこの場で御説明したとおりなんですけども、御相談をして、今回、こういう再調査のですね、委託費が組まれたということになっているのは教育委員会としては非常にありがたいことであります。

ただ、それをもって全体のスピードが遅くなるとか、立ちどまってしまいかということになると、それは非常に責任を感じる場所であるんですが、しかし、教育委員会が要望したその体育館等、複合施設等をですね、何らかの形で実現に向けて動いていただこうとされた御英断には感謝しているところでございます。

教育委員会としてだけのことを考えれば、ぜひとも組み込んでもらいたいと思いますが、あくまで相手のあることです。ですから、市場性等を検討されて、結果どうなるかわかりませんが、ぜひとも実現できるような方向になっていきたいというのは願っているところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

老朽化という表現で改修というふうなイメージを起こしやすい昨今、財政状況でございましたので、そういうイメージで体育館等についても思っていたのかと思いますので、その点は申しわけなくと思いますが、本町としましては、この地方公会計上に計上されている建物や工作物等の土地以外の償却資産をですね、取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することによって、国税庁が定めている法定耐用年数に対して取得から何年経過しているかということを実際、この公共施設等総合管理計画で示しております。そこでいきますと、60%未満であれば維持管理が可能な施設ということですが、80%から60%の間になっちゃうと更新が検討されるべき施設、そして、80%以上が更新しなきゃいけないという施設になります。

この現在、上峰町社会体育館施設と上峰町社会体育館、武道館のほうですね、施設、それと、上峰町社会体育館管理事務所のほうは既に3つとも老朽化率100%という状況でございますので、まさに更新しなきゃいけない状況にきていて、昨今、教育委員会でもその議論がなされてきたという経緯でございますので、改めて御説明を申し上げます。

○7番（吉富 隆君）

この体育館等ですね、建設については、議員の皆さんからも早う建て直せよと、耐用年数は過ぎてるじゃないかというのは僕も承知してますよ。

ただ、この問題だけであれば早くしなさいよと後押ししますよ。ですね。いろいろな再評価業務委託ですね、これやらないと前に進まない。これは当たり前のことなんですよ。そうでしょう。だから、今市街化地域に体育館等施設がですね、行く段階にもう予算組んであるんじゃないのかと僕は思ってます。そうでしょう。はっきりとコメント出てます、新聞に。だとするならば、もう少し議会の皆さんにも執行部から説明責任はあるじゃないかと僕は思ってます。組み込むんですから、市街化地域に。PFIだから金は要らないと思ってる方がおられるかもわからない。要りますよ、最終的には債務負担がついて回るんで。そうすると、その施設をつくってですよ、じゃ、町に利益がこうむるかちゅうと、逆なんですね。維持管理費がかさんでいくんですよ。商業施設の問題は後でまた質問しますが、ここは利益を生むかもわかりません。だから、総合的に議員の一人として考えるべきであろう。余りにも大きい事案なんですね。上峰の財政を揺さぶるような事案ですよ、これ。だから、慎重審議をしていくべき問題が今までね、説明がなかった。こういう議論があってるのも知らなかった、議会は。これ新聞見てびっくりですよ。

これ町長のコメントだろうと思いますが、新聞社に聞けて。これはですね、意外な答弁ですもんね。そういうことがあっていいんですかね。なるべく穏便に柔軟性を持っていくべきだと僕は思ってます。だから、今のところはですね、この核が出てこない限りは、この問題については容認できないということだけを皆さんに御報告をしておきたいと思っております。

ただ、時間の流れでいろいろな協議が今後なされるだろうと。そして、僕が納得すれば、

さあ、やりましょうよという判断もできます。そういったことをお知らせをしてですね、もう質問を終わらせていただきます。ほかの議員さんもお待ちだろうから、そういうことで御理解をしておいていただきたいと思いますなと思っております。

○町長（武廣勇平君）

大変ありがとうございます。大変一つ一歩進んだ確認ができました。やはり体育館等の整備であれば前向きに捉えるということは議員の口から言っていただきました。まさにそういうことなんです。体育館を単独で公共施設として建てることと、先ほど言われましたPFI事業で債務負担がついて回りますけども、その比較をするんですよ、今回。ですので、この比較の上で、後ほど議員の皆様方が体育館等整備をするべきだということは吉富議員の口からいただきましたので、どちらが町民のためになるかということを選択する期間が必ず参ります。ですので、その際はよろしく御指導のほどをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

私はまず行政事務支援業務委託について質問をいたします。

この業務委託事業に関しては、今回初めて出てくるものだと思います。なかなかイメージがつきにくくあります。行政事務支援業務委託とはいかなるものか、基本的なことから教えていただきたく存じます。よろしくお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

行政事務支援の委託業務内容ですけれども、基本的には、今ですね、臨時嘱託員さんといまして雇っている方々が担っているような仕事がまずはメインになりますが、その業者の職員になりますと、一部署での業務に限らずですね、多面的に、閑散期になりますと、繁忙期である場所に行っていただいて、事務補助であったり、いろんな式典のお手伝いであったりとかですね、また、業務に関しましてのスケジュールの管理とかもしていただくような形になっております。そこまでですね、今まで嘱託員さんが行っていた業務と余り逸脱はしないと思いますので、なるべくですね、今の職員を転用してしていただきたいとは思っております。またですね、業者の中で研修等も行っていきますので、スキルアップをしていただき、よりですね、職員に近いような仕事までできていくことになるかとは思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、副課長の御答弁の中で理解する分ですが、現在、上峰町自身が雇用をしている臨時職員及び嘱託職員さんが民間のいわゆる人材派遣会社に雇われる、そして、それに係る人件費及びその人材派遣会社のような会社のいろんな手数料のような、管理費のようなものを含めて町がお金を出して、そして、町の要望に応じて、その会社から上峰町のいろんなできる、

そういう業務の仕事を依頼するという形になるんでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

議員のお察しのとおりでございます。

以上です。

○２番（大川徹也君）

そうするときに、ちなみに、そういう行政の特殊な会社のような気がするんですが、そういう会社というのは実際に存在して、他の自治体がそういう会社を活用している実績というのは、あるんでしょうけど、どのくらいあるのか。また、あるとしたら、どういう実績というか、どういう自治体で、どのくらいの自治体で取り入れられて、その辺の研究も多分なさっておられての提案だと思うんですけど、そういうちょっと実情を教えてくださいよろしいですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

実情でございますが、数年前から玄海町のほうが行政事務支援ということでも実施をされているところでございます。また、太良町あたりとかでも一部ではございますが、給食事務とか公園管理であったりとかはされているようでございます。そのほかにもですね、県内にも数町はございます。で、来年度からということでありまして、みやき町さんと吉野ヶ里町さんが今考えておられるところであるということをお聞きしております。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

その中で、現在、上峰町が直接雇用している臨時職員及び嘱託職員の皆様方の身分は、今回の案件にありました会計年度任用職員という、そういう名前の職員、そういう名前のまま人材派遣会社に雇われる形になるんでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

行政事務支援委託になりますと、転籍していただきますので、行政事務支援の委託業者のほうの社員となります。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

そうすると、上峰町が今執行部が検討を計画している中では、上峰町には来年度から名前が変わるこの会計年度任用職員さんはいないということになるんですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

どうしてもですね、行政事務支援業務委託に向かないであろう職種というのを昨日も申し述べさせていただきましたが、非常勤講師、地域生活コーディネーター、地域町おこし協力隊、集落支援員さん等がでございます。約８人あたりが確定しているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その説明ありましたね。失念をしておりました。

そうするときに、今この議案審議の中で町長の発言にありましたが、現在いる嘱託及び臨時職員の方々がこの人材派遣会社、仮にちょっと人材派遣会社と話します。何という形態かちょっとわからないので。人材派遣会社に雇用されて転籍という形になるということです。そして、上峰町の規定ではパートタイム職員としてのみ雇っておられて、そして、転籍されてフルタイムを御希望される方にはフルタイムの職員になることができると。そうなるときに、その会社の規定になると思うんですけども、例えば、継続雇用をした際に昇給があるという話を私もちょっと全てよく理解してなかったんですが、この継続雇用、複数年にわたって雇用した場合に昇給がある。そうすると、そういった分も含めて、上峰町はその費用を、上げられた費用、見積もって上げられた費用を上峰町として委託費の一部人件費の部分としてお支払いになる、支払うと、そういうスキームというか、そういうやり方になるんですかね。

○町長（武廣勇平君）

社内での運用等は我々から、例えばこっちにいらっしゃるわけですから、この方は職務にどうしてもですね、精通されておられて、フルタイムを希望されているということで、恐らく協議があって、フルタイム希望にオーケーということであれば、そういう形になってくるというふうに思います。

○2番（大川徹也君）

例えば、そうするとですね、希望者にはフルタイムの雇用であり、昇給も保障されると、継続雇用の。（発言する者あり）何か言われました。フルタイムの雇用を希望される方に関しては、フルタイムも雇用可能あり。そして、年度をまたいで継続雇用なる場合は昇給もある。それが現在、上峰町が直接雇っている形では、それはできないという、今はそういう規定になっているんですかね。

○町長（武廣勇平君）

これは社員並み、要するに、正職員並みの仕事をという意味におきますと、会計年度任用職員は今の臨時職員さん、正職員と違う職務を担っておられる方々がいらっしゃいますけれども、これは正職員ほど責任の重くない仕事であります。会計年度任用職員でも一つのタスクは当てることができますけれども、それをしっかりと明記しなきゃいけません。すなわち、マルチタスクじゃなくて、一つの仕事をしっかりとやれる環境をというところで差別化することになります。ですので、会計年度任用職員と、何が言いたいかといいますと、フルタイム、済みません。人材委託して、フルタイムを希望したいと言われる方がいらっしゃるということは、我々でいいますと、正職員並みのですね、職責を任せられることが協議の上、確認できるときに、そうしたことが可能になるんだろうというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁を伺う限りではありますが、上峰町役場に直接雇用される場合と、そして、人材派遣会社に雇用される場合と、やる仕事は基本的に同じようなことになるんでしょうけど、その違いですね。その違いに関しては、先ほど総務課副課長さんのほうから話があった行政事務に対する講習会、研修であったりとか、そういった違いぐらいになるんですか。もう少し違いが幾つかあれば教えていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

仕事の内容については、随分とですね、行政事務支援に委託すればその職責というのは広げられる、職能の範囲というのも、能力のある人については責任を果たしていただくように広げられるわけですので、この点は今わかる範囲で総務課副課長のほうから答弁させますが、まず、正式雇用との明らかな違いは採用試験をしているかどうかです、本町として。地方自治体として採用試験を行っているかどうかは違います。その点が入りが違うということで御理解いただきたいと思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

業者委託の際になりますと、職責につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、マルチタスクとなりますので、スキルアップは図られますし、新たな事業に関してもお話し合いに入っていただくとか、今の臨時職員ではちょっとしあつてないことまでもしていただけるようなレベルまでお願いするところでございます。また、委託業者の職員になりますとですね、やっぱり安定雇用があります。今のですね、会計年度任用職員になりますとですね、期末手当のほうはですね、確かに支給はされますが、公権力を持つ職員となりますので、人事評価により職務遂行能力や達成能力等を評価されますので、継続して採用されるか身分の保障もございません。しかしですね、やっぱり行政事務支援になりますと、そちらの社員でございますので、安定雇用となりますし、事業主の主体のですね、研修会もございます。またですね、事業者のほうで実施しております例えば保養所の利用など、福利厚生の実施も見込まれますので、雇用される側にとっても大変なメリットはあるのではないかなと思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

雇用が、人材派遣会社にいるほうが雇用が安定すると。その人材派遣会社と私今呼んでいますけど、人材派遣会社じゃないんでしょう。どういう形態の会社になるんですかね。イメージがちょっとつかないんで済みません。

○町長（武廣勇平君）

今回、会計年度任用職員制度の前後から、そういった行政事務支援を行う会社というのはいろいろな職種がございます。それは一つの業界からということではなくて、例えば、私が

ここで例示するのは不適當だと思いますが、さまざまな業種業態、もともとは業種業態から展開されて、人手不足の中ですね、人材を派遣するような事業に乗り出しておられると認識しております。

その上でですね、今言われましたのはどのような職種かということですので、さまざまな業種業態があると。私が知りおける範囲でもエンターテイメントから宿泊、あるいは人材派遣、あるいは建設人材派遣、さまざまな業種がですね、おありになると聞いております。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

休憩前から行政事務支援委託業務について質問をさせていただいております。その続きをさせていただきます。

最後に町長の答弁では、職種の話ということでありましたが、私は特に職種を聞いている、それだけにほうかつしているわけではなく、今回委託——まずそれを聞きます。委託を検討している複数社、見積もりをとっておられるかとは思いますが、そういった会社は、名前は何とお呼びしたらいいんですか。例えば、ジャンルですね、人材派遣会社とか、それ以外ちょっとなかなか思い浮かびませんけれども。

○町長（武廣勇平君）

行政事務支援業務委託業者でございます。

○2番（大川徹也君）

この行政事務支援業務委託事業者ですね、そこは行政外にもやっていらっしゃるということだったですね、人を派遣していらっしゃるということだったですね。エンターテインメントから何からとおっしゃっていたので、人材派遣会社と考えていいんですか。

○町長（武廣勇平君）

人材派遣会社と名を売っておられるところは現在の私の理解では人材派遣業務、業種とい

う業種があるんでしょうか、ちょっとよく存じませんが、世俗的に通称どういう業界かと言われる話であれば、ちょっとそこはちゃんと調べて答弁させていただきたいんですけども、我々が表現するのは行政事務支援業者でございます。

○2番（大川徹也君）

そこで、新たに上峰町の現在の臨時職員及び嘱託職員さんたちが、そちらに御入社される予定ということで今伺っているのですが、彼らの立場になって今質問をちょっとさせていただきます。そうするときに、役場からは、上峰町からは、現在の給与水準の保障というのが与えられているということでしたね。仮に役場の町の業務についてはしたくないというか、もう別の派遣先をいろいろお願いしますと、ある方が、その会社の中で要望したら、そういったこともできるということになるんですか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっとどういう事例かわかりませんが、今おっしゃったのは、その社員となられた方が、上峰町以外の業務に当たりたいということであれば、上峰町の行政事務支援業務の委託料とは関係のない形で雇用されることになりますので、それは我々と直接、どのようにすべきだとか、ああいうことを言えることではないと思います。その方の生き方、社内との交渉の結果、そういうことが起きるんだろうと思いますけれども。

○2番（大川徹也君）

大川徹也です。

私は町がどうのということを言いたいわけじゃなくて、その会社の社員になられるんですかね、ああいう方々は、人材派遣会社というのは登録という形なのか、ちょっとその身分保障がちょっと正直わからないところがあります。

今回、ちょっと私が質問しているのは、かなりちょっと今時間をとっていますけれども、もしよかったら、今後、こういう新しい事業に関して、そして、そういう支援業務、事業者についての何か説明書が1枚あると、私の質問ももう少し絞った感じで、ほかの議員さんたちもそうかもしれませんけれども、できると思うので、時間の節約とかにもなるので、今後それをお願いしたいですけれども、今回、その働く方々は、もう会社の規定によって、いわゆる縛られるというか、されると思うので、役場の仕事じゃない仕事をしなくなったら、そっちのほうに行ったりとかいう形になるかと思うんですが、逆にまた、その人材派遣会社のような、その会社に入ってこられた方が、上峰町役場の仕事をしたいですと、そういう御希望をされるような方がおられたら、上峰町としてはどういう対応をとる予定なんですか。

○町長（武廣勇平君）

総務副課長にも後ほど答弁させていただきますけれども、今、非常勤職員の確保が難しいと世の中言われている時代でございます。職能に精通した他行政支援業務自治体で、他自治

体での経験がおありの方等がこちらに求めている、うちらが上峰町として求めている部署に空きがあった場合は、そういう方の採用はあり得るだろうというふうに、その会社としてですよ、あり得るだろうと思いますし、我々としてもそれを望むところだろうと。だから、そういうマッチングがうまくいくというふうに私自身は思っております。

○2番（大川徹也君）

上峰町役場の仕事を御希望される方がその会社に新たに來られたとするとときに、例えば、行政経験者の方ももしかしたらおられるかもしれませんですね。また、そういう嘱託や臨時で経験される方もおられるかもしれんし、正規職員として御退職された方がおられるかもしれないし、そういうスキル、知識や仕事をさばかすその技術というのにやはり差があると思うんですが、そういう能力がたけていると判断された方というのは、雇う給与水準というのはやはり変わってくるものなんですか。

○町長（武廣勇平君）

社内でどういう任用のされ方をするかは私どもわかりません。我々としましては、フルタイム勤務については、協議を経て交渉をしていくということになると思います。

○2番（大川徹也君）

わかりました。

それでは、この行政事務支援業務を委託する場合と、上峰町でそのまま雇用する場合の違いというのが基本、まず昇給は人材派遣会社でもあるとおっしゃっていましたもんね。そして、まずいわゆる期末手当があるかないか、その人材派遣会社に期末手当とでもあるんですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

委託業者に期末手当があるかということですが、私どもはそこまでは把握はしておりませんが、普通一般企業としましては、あるかとは思っております。あとは業者様のほうに委ねる形にはなるが、どういった形でつけるか、また、どれぐらいの金額でつけるか等は行政事務が始まる前にはお話し合いをしたところで決めていかなければならないところかとは思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうですね、今副課長おっしゃるとおりで、会社に雇われるんやったら会社の規定で決まっていくんだろーと思います。でも、世の中、賞与がない会社というのはいっぱいありますよ、ちっちゃい会社なんかは。彼らが臨時職員さんや嘱託職員さんが、その立場としては、もしあれやったら会計年度任用職員としてそのまま上峰町に残られたならば、多分、やっぱり収入的なものというものは人材派遣会社に雇われるよりも上がるという考え、今まで御説明を受ける中では、上がる――期末手当がまず出ますしね、昇給も保障されているみたいで

すし、ただ、上峰町では、フルタイム雇用については、今、町長から答弁があったように、基本パートだけど、パートタイマー扱いだけど、話し合いによってはできると。話し合いによって正職、フルタイムになったときには、やはり収入というのは時間的なプラスの収入もあるし、期末手当も出るし、上がっていくということなので、役場に残って直接町から雇用してもらったほうが金銭的収入は上がるという、そういう一応仕組みですよ。

○総務課副課長（宗雲英則君）

やはり会計年度任用職員には、期末手当、昇給はございます。議員さんのおっしゃるとおりではございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

同時に、任用期間は1年でございまして、基本的身分の保障というのはないということにはなります。

○2番（大川徹也君）

そうするときに、身分の保障という問題もありますけど、多分続けて複数年雇用されている臨時職員さんや嘱託職員さんというのは私が知る限りでもおられるので、上峰町役場は優しいので、そういう方々が割といらっしゃると思います。

その点じゃなくて、今回上峰町が、執行部がこの行政事務支援委託業務を行うに至った経緯というのは、やっぱり今回の会計年度任用職員制度ができたために、やっぱり町としての、今、今回ちょっと数字を上げていただいていますけど、町としての資質がやはり年度年度でどのくらいの右肩上がりになるかわかりませんが、やっぱり上がっていくために、私は長期的なことを見て、上峰町の財政を考えたときに、支援業務委託を考えたほうがいいんじゃないかというような流れで今回の議案の提案になったんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まず一番最初に思ったのは、やはり身分の保障です。それと経済性もあるということ。また、委託料についても、我々としては、隣町のお考えを参考にさせていただきまして、委託業者に営業所を町内に落としていただく、つくっていただく。委託料のうち、仮に3分の2ほどその法人住民税を落としていただくことを前提に考えております。

これはほかの市町がそういう考え方でやられていることを参照して委託料の部分になるべく町内に還元するような形も整えて仕様設計をしていきたいと考えました。

以上です。

○2番（大川徹也君）

最後の質問になるかもしれませんが、この件に関してですが、今回、民間で言えば、それは本当にシビアな問題ですので、こういう自治体みたいに必ず税金が入ってくるわけではない。入ってこないんで、本当にそこは涙をのんで時間を短縮していただいたり、別の仕事先

を探していただいたりとか、そういうこともあるだろうと思います。

ここでやっぱり働く臨時職員さんや嘱託職員さんは、この会計年度任用職員のことを知っておられるかどうかわかりませんが、希望を持たれた方ももしかしたら中にはおられたかもしれません。特に賞与があるかないというのはすごく大きいですね。

今回基本的に話し合いを持って人材派遣会社に移っていただくということになるということですが、もし仮にその中で嘱託職員さんや臨時職員さんの中で上峰町に残って、さっき言われた3種類以外ですよ、生活支援員さんとか、そういった以外の方で残りたいと、上峰町会計年度任用職員として使用してほしいと、そういう御希望があった場合というのは町としてはどういう対応を、方針としては持っておられますか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

会計年度任用職員となりますと、選考試験等を行いまして、適性かどうかというところがまずもって重要でありますので、本人との面接等もありますし、簡単には試験をするということもございます。また、評定をつけさせていただいて、あれして、必ずしも受かるとは限りませんが、どうしてもということであれば、そういった方法をとらざるを得ないのかなとは思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

よくわかりました。

最後に、町としては公務ですから、公務員ですから、そういう権利もあるということを被雇用者の臨時職員さんであり、嘱託職員さんにはそういう権利があるということもお伝えした上でその転籍な話もなさるということで理解してよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

総務課副課長が先ほど答弁したとおりでございます。

○2番（大川徹也君）

もう一度確認します。

そういう権利があるということをちゃんと転籍な話をするときには、そういったことも重ねてなされますか。

○町長（武廣勇平君）

権利があるというのは、会計年度任用職員試験を受ける権利はあるということでございます。

○2番（大川徹也君）

その試験を受けることができるという権利をちゃんとお伝えにはなれますか。

○町長（武廣勇平君）

この予算を通していただいた後に、人材派遣会社との聞き取り等がきつとタイミングとし

てあります。そこで、それぞれ臨時職員さんたちの意向というのが把握できるものと理解しています。

○2番（大川徹也君）

もう一度聞きますね。もちろん役場としても財政のことはとても大事ですので、考えておられるということはすごく理解します。と同時に、行政、被雇われる側の立場の方も考えると、その行政として、行政側としてそれをお伝え、民間会社が伝えるということなんですか、それとも行政側が権利について、試験を受ける任用職員の権利における、試験を受ける権利があるということを伝えるというのは、今、町長の発言でわからなかったので、どっちが伝えるということですか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

業者のほうで業務支援の事前説明の際には、制度の説明等もしていただきます。その中に同席をさせていただこうかなとは思っておりますので、行政側の意見というか、申し入れのほうもその場で伝わるかとは思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

承知しました。終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

今回計上の継続費なんですけど、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託の関連ですけど、この再評価業務の計上を受けまして、ほぼ毎日あの辺を通っているんですけど、きのうも現地を確認させていただきました。その際に、ちょっと気になることがあったので、今回ちょっとお聞きしたいんですけども、買収予定をされている、今回上程とは別に、もう一筆の土地に重機があつて、何か整地された跡がありましたので、その件について確認されているのか、知っておられるのか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと確認はしておりませんが、恐らくイオンさんの借地の土地だと思いますが、構造物の撤去等をされて重機が入っているんでしょうかね、ちょっと未確認でございます。

どの筆のことかちょっとわかりませんが、現地というのをちょっと教えていただければと思います。（「ちなみに以前、前回」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

挙手をしてください。（「あ、済みません」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

前回というか、以前、こういうのをもらいましたんですけども、この青の土地の角の部

分、多分イオンさんが借りている土地じゃないかな、あのバリカーがあっている土地、それがちょっと何なのかなということで確認したところです。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原議員からの御質疑でございます。重機が入っていて何をしているかということでございますが、現地のほうのパチンコ屋ですかね、ダイナムさんの下水の接続工事を町の本管工事、本管に接続するための工事をされていたのではないかと思います。場所的にはダイナムさんの建物の角あたりからイオンの敷地内道路を通して、立体駐車場の横あたりを抜けて県道までつなぐという下水の接続工事をやられていたと思いますけれども。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そのつなぎ込みの工事は、ちょっと道路を一旦通行どめとかがあったんで、知っているんですけども、そことは別に全然、一段高いところの今回買収予定地ということで計上されている土地なので、それがなぜお伺いしたかということ、この、どこがしてあるかわからないんですけど、この行為が、行く行くの買収にちょっと差しさわりが出るならちょっと早く確認していただいて、それを問題になるようだったら解消を早くしないといけないんじゃないかということで、ちょっとお伺いしたわけなんですけれども、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

直ちに確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○3番（原 直弘君）

ちょっと早急に確認していただいて、その報告はいついただけるのかなということでちょっとお伺いしたいんですけども。

○町長（武廣勇平君）

民地のことだと思いますけれども、この会期中内に必ずそういう場を設けたいと思います。

○3番（原 直弘君）

はい、よろしくお願いいたします。

引き続いて済みません、評価業務の関連ですけど、今回、令和元年で計上されている5,500千円なんですけど、これは当然、実績に応じて支払いがなされると思うんですけども、そのときに成果品とかが出るのかどうか。成果品が出ないにしても、その経過とか、その辺の実績等は当然議会のほうにいち早く報告とか説明していただきたいと思いますので、その辺が可能かどうかと、予定とかを、可能であれば、その大体の日にちというか、実績が終わった後の年度をまたぐかなとは思いますが、途中——ああ、そうですね。その辺をお聞きたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

年額の割り付けをしよる予算計上になっておりますので、実績という形では出ることにな

ります。その上で当該年度分の5,500千円については、その実績に基づいたところでのお支払いということになるかと思います。

では、どういうものが想定されるかということなんですけれども、先ほども別の議員のご質疑の中でタスク的なものをちょっとお話をしたところであるんですけれども、今年度中にその実施方針に関しての、そうですね、最高と言いましょうか、再評価というのを行いますので、その部分は少なくとも実績としてはあらわれてくるというふうに思っております。

以上でございます。

それに関して、ちょっと公表できるかどうかということなんですけれども、実施方針自体は、いずれにしても、公表の手続きをとるような形をしますので、それに関しては、どなたが見ても大丈夫な状況にはしておくということになります。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

実績については公表されるということなんですけど、それでも、それを見ただけじゃちょっとわからない点とかも多々あるかなと思うんですけど、その辺の説明を今までがあったかという、なかなか途中経過という、なかったの、その辺の説明を随時していただくなれば、この中心市街地の開発の皆さんの理解も得られていくんじゃないかと思うので、その辺はお願いしたいと思います。済みません、その辺をお伺いいたします。

○町長（武廣勇平君）

私、どういう内容の――先ほどタスクの話をされましたけれども、公表されるものについて、わかりやすい説明を心がければ、お求められれば、そのときに応じていきたいと思います。

これが全員協議会であれば、そうした会期内にしっかりと、私自身は会期の全員協議会、しっかりとやっていくべきだと思っておりますので、ぜひわかりにくいところがあれば説明をするよう、議長様初め議員の皆様方に説明の場をつくらせていただきたいと思います。

○3番（原 直弘君）

はい、それではよろしくお願いいたしますおきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

私も体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託について質問をいたします。

そもそもなんです、これは私の勉強不足もあろうかと思うんですが、何を再評価するんですか。評価項目という、わかりやすく何か説明できるものがあればお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては、先ほどのタスクの中で申し上げてございましたけれども、まず、前

提条件を整理する必要があるかと思っております。これはもう法令はもとよりなんですけれども、事業範囲、事業規模、これまで私どもが行ってきたサウンディングの結果、それとあと一旦作成をいたしました要求水準書の内容、それと実施方針などを精査するというところで考えております。

また、企業ヒアリング調査も同時に行おうと思っております。これは出展意向がある企業であつたり、この事業に興味を持たれている企業、それとこれまで対話をしてきた企業さん、こういったところの企業ヒアリング、その上では彼らの出展フォーマットであつたり、どういう状況であつたらこちらに進出できるのかとか、こういったところも調査をしていきたいと。なおまた、地元でもそういう希望があれば、そういった事業所さんも対応にして、こちらのほうで盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それで先ほども申し上げていましたような実施方針の見直し、それと公表ということです。

これは実施方針は何かということで、多分そこがちょっとおわかりになられていらっしゃるのかなというふうに思っておりますので、ちょっと補足させていただきますと、実施方針といいますと、P F I 法という法律がございます。これは民間資金等の活用により公共施設等の整備事業の促進に関する法律というのが平成11年に施行されております。この中で、民間事業所に対して、事業の情報、公募前に早期に提供をいたしまして、公募に向けて準備をしてもらうとともに、民間からの意見を吸い上げるというものをもとにしておりますので、そのベースになるものでございます。ですので、ここを体育館等を加えた状況でどのように変化していくかというところを見定めた上で、事業者さんの意向、反応も同時に把握していきたいというようなことで考えているところでございます。

さらに、評価ということで、いろいろ評価をしていくわけなんですけれども、特定事業の選定というのも当然必要になってまいります。特定事業の選定をする上におきましては、導入可能性の検討というのを体育館を今回追加するということですので、体育館追加の導入可能性の検討を経まして、P F I 事業として実施することの妥当性、さらに詳細を検討、評価いたしまして、P F I 事業の実施の中に体育館等を加えていくという決定をするという意味を持ちます。これが特定事業という意味でございます。

これにおきましては、その実施方針を先につくりますので、実施方針で公表した事業に関しまして、実施方針に対して受けた、民間にも提供いたしますので、意見質問を踏まえまして、事業内容、その中で条件を詳細に決定していったり、P F I を実施することによって、公共施設等の設計、建設、維持管理、こういったものを効率的かつ効果的に実施することができるかどうかということに関しての評価を行うという意味でございます。

この評価の結果、この事業に関しまして、V F M というものが認められる場合には、当該事業を特定事業として認定していくと、こういう一連の作業を行っていくということでございます。

多分VFMが御理解いただいていないかと思うので、VFMに関しても注釈を申し添えます。

VFMというのは、PFI事業におけます最も重要な概念の一つでございます。これは支払い、つまりお金ですね——に対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方です。これは従来の公共発注方式と比べて、PFIのほうが総事業費をどれぐらい削減できるのかという差額を出す、このための作業です。この割合のことをVFMといいます。これは略して言っていますが、バリュー・フォー・マネーというものの頭文字をとったものでございます。ですので、ここの削減幅を評価をするということでございますので、そこを御理解していただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

再評価業務の金額ですが、令和元年度、本年度が5,500千円、来年度が11,000千円、これは見積もりとしてはどんな形で上がってくるんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは見積もりにつきましては、私どものほうでも一応複数とっているところではございまして、その中で私どもで通常PFIを行うときのスキームというものがあ程度こちらのほうでも国の明示もございまして、これまでの経験の中で観念的に理解しているところもございまして。そこに落とし込んだところでの見積もりを一旦のところ、徴取をさしあげて、これから業者選定に入りますので、一旦のところ、そういった形で枠組みをとって、こういう業務が必要ということで見積書を徴取しての作業ということになっております。

○2番（大川徹也君）

これは同僚議員のほうから質問もあつたんですが、これは例えば、令和2年度までの分が出ていますけど、それより先の年度にも継続するような可能性というのはあるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

令和2年度で終結させたいというふうには思っておりますが、もし仮にこれが延びるといような状況になった場合には、継続費の変更ということで、再度議会にお諮りする必要があると思います。ですので、そういう状況にならないように私どもスピード感を持って対応していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

20ページ、ちょっと話題を変えます。

款の11. 災害復旧費、項. 公共土木施設災害復旧費、目1. 公共施設災害復旧費で、この

補助率を割り戻すと47.8%になるわけなんです、大町町とか武雄市の災害が非常にひどいということで、佐賀県も激甚災害の指定を受けたんじゃないかなというふうに私はそう記憶しておったんですが、上峰の場合は、激甚災害の適用にはなっていないのかどうかのちょっと確認なんです、よろしくお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員からの御質疑で、災害に関する補助率の関係だと思えます。

現在、こちらに計上させていただいている予算につきましては、補助費、単独費、補助事業、単独事業、合わせて計上しておりますので、この中で補助事業分というのがまた分かれてきます。

なおかつ、今現在、この予算に計上させていただいております補助金の部分に関しましては、低率の通常の補助率で計上しております。今回、議員御指摘のとおり、激甚災害の指定を受けておりますので、これから国のほうと財務省の折衝がございますけれども、補助率増高申請を今からやっていくような形になります。

現在のところ、66.7%で入れておりますけれども、実際もう既に82%程度まで本激という形で上がっております。今後、さらにそれが補助率増高申請によってどこまで上がるかというのは、ここで今お示しはできませんけれども、もうちょっと上がるような予定でございます。

以上です。（「はい、いいです、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

私もちょっと話題を変えます。補足説明の15ページ、これの土木費のところ、節の22番ですけれども、用地買収に伴う補償費ということで、これは西峰3号線と下坊所の東西線で、その2カ所だと思いますけれども、それぞれの面積と補助費、幾らぐらいになるか、教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員からの御質疑でございます用地補償費の内訳ということでございます。こちらにつきまして、西峰東西3号線、こちらのほうで1,400千円、あと、下坊所東西線のほうでございますが、こちらのほうが8,000千円ということで計上させていただいております。

○5番（田中静雄君）

面積のほうはどうですか。

○建設課長（三好浩之君）

こちらの9,400千円につきましては、補償及び賠償金でございますので、用地の分はもう

既に当初予算のほうで計上させていただいておりました。今回、減額の1,200千円ということで、その上の17節のほうで計上させていただいておりますけれども、こちらは現地の測量精査による減額でございます、用地のほうにつきましては。今回の9,400千円の補償費につきましては、西峰東西3号線は井戸の箇所が新たに判明した分の補償費、それから、下坊所東西線につきましては、埋設物等、当初判明できなかった部分の補償費が計上されているということで御理解いただきたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○5番（田中静雄君）

話題を変えますけれども、先ほどから質疑応答がされておりました中心市街地の再評価業務委託料のことですけれども、委託料のことはいいんですけれども、この後、質疑応答の後には討論採決になると思いますので、どうしたものかということで、自分のわからないところ、これを質問させていただきます。

再評価されるんだから規模というのが決まっているだろうと思いますけれども、どれくらいの大きさのものを建てたいと、体育館をですね、建てたいと思われているのか。

それで、その面積を言われてもぴんとこないので、表現の仕方としては、今の例えば、中学校の体育館程度だとか、社会体育館の程度とか、武道館の程度、武道館よりもちょっと大き目の程度とか、その辺の程度で構いませんからお願いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ま、地型のほうにどういう形で合うのかというところをまず検証する必要があると思うんです。一般質問の中でもいろいろ質問がございますので、当初私どものほうで求めている機能に関しては一定のものを御説明差し上げたというふうに思っております。そういった附帯機能に対して、そこをこういろいろ配置をしていくわけですね。そこに対して体育館等を入れた場合に、どれぐらいのスペースが確保できるのかというのをまず検証しなきゃいけないと思うんです。その上で規模が出てくると思います。

例えば、地型に平屋で入れたらこれぐらい、2階建てにしたらどれぐらい、3階建てにしたらどれぐらい、で、建ぺい率、容積率、この辺は未指定だと思いますので、例えば、60の200あると思いますので、そこに合うかどうかと、こういう法令上の制限とかも精査しなきゃいけないと。また、特に目達原駐屯地とかも隣接しておりますので、航空法の制限もあると思います。ですので、やたら高い建物も建てられないというようなこともありますので、そういったところを精査した上で規模感を出していくということが必要になるだろうと思います。

ただ、少なからず、とはいえベースがないとどういうふうに持っていくかもわかりませんので、当初私ども、今ある体育館等のスペックがあると思いますので、ここは最低水準ベースとして持っておいて、こういったものにどれぐらい付加価値を設けられるかということでいろいろな検討をしていくというのが妥当な考え方かなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

規模のほうは今の現時点では答えられないようでございますけれども、そしたら、体育館をつくって、その中でどういう競技ができるようにしたいのか。そういう今までにも何回か説明があったとは思いますが、重複するかと思いますが、例えば、武道館、剣道場とか柔道とか、いろんなことがあるかと思いますが、どういう設備をつくりたいと思われているのか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

教育委員会内で検討されているような集約もあるかと思えます。ですので、そういったところは十分こちらのほうでも踏まえおきたいというふうには思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、老朽化等が前提となっているような附帯施設につきましては、そういったものを一旦俎上に上げてという言い方を私もしました。ですので、そういったものを一旦当て込んでみて、どれぐらいの評価になるのかというのを見ていきたいというような考えでございますので、そういった機能は一旦のところは盛り込んでみるというような形で御理解いただければというふうに思っております。

○5番（田中静雄君）

ことしの6月でしたかね、岩手県のほうに行きましたけれども、そこにもやはり体育館がありました。それで、その体育館というのは、バレーコートが多分、木造の2階建てがあったと思います。そのバレーボールの専用の体育館ですけれども、ほかにその中でも競技ができると思いますが、そのバレーボールにしますと非常に窮屈な建物だと私は判断しました。というのは、応援者、見学者、そういう人たちが入れる余地が非常に少なかったんですね。だから、ああいう建物をもし建てるとしたら、私は余り好ましくないと思います。ある程度応援者がおって、家族の方たちもおって見れるように、そういう建物にしてもらいたいということで私は規模のことをお尋ねをいたしました。

ちょっと話は変わりますが、昨日までやったですかね、一般質問の中で教育長の答弁の中で、生徒たちの中学の部活動も該当すると思いますが、今、部活動というのは、剣道部というのは、武道館でやられていると思います。それが中心市街地のほうに移って、どのようになるかわかりませんが、移ったときに、先生方の意見というか、考えを聞いてもやれないことはないという表現だったと思います。その部活動がですね。そいけん、やれないことはないというのは、中身のほうはどういう感じなんですかね。答弁に困るようでしたら、ちょっと言いますが、中心市街地のほうに移っても、部活動は中心市街地、今度、体育館のほうでやれないことはない。どういう考えなのか、または、中心市街地じゃなくて、社会体育館とか中学校の体育館でやれるから部活動としては部活動の、剣道としてはやれないことはない、そういう考えなのか、どちらでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

この問題について、現在の上峰中学校の先生方全員に投げかけて尋ねたわけではございません。校長はもちろんですけども、関係の先生方絞って話をしております。というのは、この話自体が正式にまたお話できる、議論できるような状況になってませんので、もし現在の武道館の場所、あるいは体育センター、体育センターもいろいろと使わせてもらっていますので、そういったところから違うところにできたとした場合に、部活動として使う場合、どうでしょうかというようなことを投げかけて御意向を聞いたというのが実際でございます。

そのときに、どこの場所というのを言うておりません。ただ、新聞報道等で先生方は御存じでしたけれども、そうなったときに自転車で通ったりしなくちゃいけなくなりますし、先生方の移動も出てきます。ということで、やれないことはないという表現を私、きのうしたかどうかというのはちょっと記憶になかったんですが、積極的にそちらのほうがいいというようなお答えは、部活動をするという面からは出てこなかったと思っています。いや、そちらのほうがいいです、今の場所よりもというのはですね。

だから、できれば、今の場所のほうが部活動ということだけに限って言えば、それは近いほうにこしたことはないと思いますが、中学校の敷地内、あるいは敷地に最も近い場所から離れることになったとしてもやれると思いますというのは、御意向だったと思っています。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

私は反対なんですよ、田中議員がおっしゃるとおりで、今の場所を改修すべきだという立場ですが、VFMをしっかりと出した上で見ていきたいと申し上げております。

○5番（田中静雄君）

その辺のことはどうだろうかと思っていました。多分——多分て、今でも答弁ありましたけれども、あそこがいいとは言っていないんですね。かえた場所がいいという考えじゃなかったろうと思います。そこまではいっていないと思いますけれども、これ、議題というか、予算に上がっていて、数人の方に私は尋ねました。遠く——やれない、例えば、遠くに離れてやれないことはない。それはやれないことはありません、やれますよ。もっと離れてもやれないことはない。やれるんです。しかし、今の武道館の跡に建てかえたほうが便利というのは間違いなく便利だと私は思っています。そこで、その数人の方に聞いたんですけども、遠いところに行ったらけがすると、事故に遭うと、そういう言い方もしておられるんですね。それと、何も天気がいい日ばかりではない。雨風吹くときもあります。木枯らしが吹くときもあります。そこで、子供たちが遠いところに行って部活するというのは非常に危ない、かわいそうだということだろうと思います。それで武道館のほうが便利に決まっているんじゃないですか、そういう御意見でございました。

私も武道館のところに建てかえたほうが、そこらは便利かと思います。小雨が降っても急

ぎ足で行けば行ける、そういうことを考えたら、慎重に考えたら今の武道館のほうが私はい
いと思いますが、遠くに建てて、中心市街地に建てるということになると、それもひとつの
費用の面からいろんなことを考えて、それはいいかもしれませんが、そこを部活動で
使用する、主人公は子供たちなんです。生徒たちなんです。大人じゃないんです。だから、
子供たちのことも考えたら私はあそこの武道館のほうに建てかえた方がいいと私は思っていま
す。けども、いろんなことを網羅してこれからの上峰町は、あそこでいろんな体育、いろ
んな競技大会ができるような設備をつくるということになれば、それは話はまた別な話なん
ですけども、そうは今のところは思っていない。

ということで、それともう一つあります。続けます。もう一点、今、上峰町がやっている、
年に1回やっている近圏少年剣道大会、これはどれくらいのメンバーですかね、120から150
チームが来ます。今、上峰町にそういう設備が3カ所そろっているから上峰町にできるん
じゃないですか。それが1つ遠くに離れるということになったら、何か非常に不便だと私は
思っています。そういう面から考えても、そこに例えば、部活動は遠くに行ってまでやると
考えたときに、近圏少年剣道大会のことはお考えになったのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思います、御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして議案審議を再開いたします。

執行部の答弁のほうからよろしくお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

済みません。ちょっと答弁の前に、ちょっとまずは御報告という形で差し上げたいと思
います。

先ほど原議員のほうからイオンの隣接する土地のところで何か工事がなされてるのでない
かということでありましたけれども、確認いたしましたところ、隣接します遊戯店のほうの
駐車場におきましてバリカーの移設工事を行ってるということでございましたので、御報告
方申し上げます。

で、続きまして、済みません、田中議員さんからの答弁のほうに移りたいというふうに思

いますけれども、先ほどもありました、田中議員言われるように、あの地あの体育館とか武道館とかでああいうたくさんの人が訪れて、そこで、例えば、九州大会だったり、全国大会だったり、そういったものが行われるというのは非常に夢のある話でいいなというふうに思っております。私たちもそういうものができればいいなという思いは持っております。で、その中でそういうものが先ほど私の答弁の中で申し上げた付加価値をどうつけるかというようなところに直結していく部分になるかと思えます。

ですので、まずは、こういった形で入れるべきか、こういった規模感でおさまるのか、そういったものをちょっとまず評価する必要がありますので、その評価をした上でどの程度までできるのか、そこでそういう人をたくさん呼べるような、しかも、集客が呼び込めることによって人だまりを形成できるような場所になれば、それは体育館等を移設することによって中心市街地の活性化に資するものでもありますので、そういったところ目指してやっていきたいとは思いますが、そういう目指す手前の評価をどう出すか、これに尽きるかなというふうに思っております。

ですので、考え方としては、私どももそういったものができればいいなという思いは同じでございますので、その旨申し上げさせたいと思えます。

以上でございます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

先ほどの田中議員の近圏剣道大会の開催についてということで、剣道大会が中心市街地に移ってできなくなるのではという御心配で御質問いただいたところでございますが、議員の心遣い大変ありがたく思っております。

今の場所か、中心市街地か、これが近圏の剣道大会につきましては上峰町の剣道連盟のほうが開催しておるところではございますが、会議等では伺っていないところではございますが、剣道大会の運営上、体育センターを小学校の競技、体育館では中学校の競技で開催している現状でございます。少し狭くなりますけれども、中学校では6面で開催した経緯もございます。今のところ4面で行っているところではございますが、6面でもしていた経緯もございます。今の中学校体育館ではちょっと狭いのは現状ではございますので、今後、中心市街地ももしも移転、建築ということになれば、もう少し広いスペースであるならば、1体育館で6面つくることのできるのかなと思っておりますし、また、武道場も中心市街地のほうに仮に行くということになれば、剣道の開催も2面程度は確保できるものと思っておりますので、その場合につきましては中心市街地のほうでも運営できるものと思っております。

また、現在、上峰町近圏少年剣道錬成大会は15時ぐらいには閉会をしているところではございますので、時間の調整によって日程も運営も可能で、行うことはできるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（野口敏雄君）

今、小川課長からも答弁申し上げましたけれども、私、やはりここ数年来、議員の皆様からも御指摘をいただき、また、実際に現場で私も中学校で使っておりますので、もう耐久的に厳しいのは重々承知しておりますので、何とか実現をしたいという気持ちでいっぱいでございます。

で、経緯につきましては、先ほどほかの議員さんへの御答弁で申しましたように、いろいろと議論を重ねながら、このチャンスを逃すといけないんじゃないかという思いの中で、これはまだ決定事項ではありませんですね、相手があることですから、どういうふうな評価が出て、市場性があるのかどうかというふうなことで実現できるかどうかはまだわからない段階ではありますけれども、可能性を求めて、そして、全部の課題を全部これで網羅していると、解決しているとは思ってません。これから、先ほどの大会のことでもありましたように、運営上でカバーをしていくとか、いろんな工夫をしながら、選ばれたところ、決定したところがベストであったと言えるような、そういうふうな方向に持っていきたいというふうに思っております。

ですから、現時点では一番いい候補地ではないかと思っておりますし、何とか評価が出て実現できることを期待しているところでございますけれども、ただ、先ほど御懸念がありました部活動の件でございますけれども、例えば、武道場に限って言えば、部活動だけで使用するわけじゃございませんので、町民全体の方々の利用もあれば、他市町からの利用もあります。それと、部活動に限って言っても、声として実際に上がっていたのは、やはり練習試合であるとか小規模の大会であるとかする場合には、やはり現在の場所ではちょっと他校から来る車の量であるとか、それから、場所の特定であるとか、なかなか入り込んだところにありますので、もっと交通の便もあって、そして、他市町からも来やすいとか、いろんな条件もあったほうがいいんじゃないかというお声も実際にあるんですよ。

そういったところも総合的に鑑みた上での今のお願い事項になっているということを御理解いただければと思っております。

私としましては、この機に一気にこの実現に向けていきたいと思っておりますし、体育的な複合施設になりますので、武道館も体育センターもというようなことでの、一気にという言い方はちょっと適切でないかもしれませんが、懸案事項を一つでも多く解決できればという気持ちで進んでおりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

私としましてはやっぱり利用者が一番大切、剣道連盟の皆様方の御意見、恐らく今後聞き取りをなさるはずだと思います。

私は中心地に持っていく必要はないと思っております。明快に思っておりますが、検討はすべきだろうと、公共施設で建てかえる上ではですね。基本的な考え方として新築は質を上げて床面積を減らして統合していくという考え方が1つあるべきだと思います。人口減少ですから。その中で、一方でそれができない場合は長寿命化、改修をしていくという考え方で、今の施設をしっかりと長寿命化できるように改修するということが必要かなというふうに私自身は思っております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

子供たちが主人公だということで言いましたけども、やっぱり武蔵町長もお考えもそうだと思いますけども、いろんな大会ができるような施設というんかね、いろんな各地から集まって大会ができる、子供たちではなくて、上峰町民全体が使用できるような施設をとということで、そういう頭の中で考えておられるんだろうと思います。

今までの近畿少年剣道大会見てみますと、余りにも窮屈な状態で子供たちが試合をしている状態であります。例えば、中学校の体育館で応援なり見て、そして、今度は上峰中学校が社会体育館で試合するからということで応援に行こうと思っても中に入れんですね。抜けにくいし、中に入れん。非常にもう混雑している状態でありますんで、そういうことが心配になって、スペースの問題でどうかということであつたんでしたけども、私はこの中心市街地の開発については9月の議会でもあつたと思いますけども、やるからにはぜひとも成功して先駆者になってもらいたいという発言をしました。だから、中途半端なことやなくて、もちろん慎重に渡り歩いて、そして、考えてもらいたいと思います。

それともう一つは、少年その剣道大会、それは運用の面である程度解消できると思うと、できるということを言われましたけどもね、それで、その辺も混雑がないような運用の面でもしっかりと考えてもらって対処してもらえればいいんじゃないかと思います。

この法案というのは、法案じゃない、予算案というのは一括上程ですから、非常にどうしようかということでも自分で悩んだ次第でございます。上峰町の行政の方々の先ほどから答弁がございましたけども、それを参考に私の態度を決めていきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。（「いいです。答弁よろしいです」と呼ぶ者あり）要りませんか。

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

この体育施設の体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務に関する他の同僚議員さんたちと執行部のやりとりを聞いていまして非常に混乱する場面が多々あります。正直おかしく

ないですかって思います。何がかというと、その教育長の思い、そして、町長の思い、まず、これが違いますよね。そして、それをこの議場の場で公に話してどうするんですかって思ってますよ。あなたたち執行部ですよ。こういうのは事前に自分たちの中ですり合わせをしていい話じゃないんですか。私たち混乱して、私以外にも混乱していると思いますよ。

そして、教育長の思いも町長の思いもそれなりに私も人として理解ができます。どっちもそれなりに理があると思います。ただ、議会の中では本当にやりとりをするときにちょっと難しい、何か理解が私が追いつかないですね。本当新人で、いろいろ頭の中も皆さん方みたいによくないので、そうかもしれないんですけど。

そして、ちょっと、まず、教育長の思いも一気にやりたいと、一気にという言葉についても御注釈もありましたけど、本当に思いもわからないでないと思うんですけど、本当にこの市街地の活性化事業については大型案件です。慎重になって、なり過ぎても悪くはないと思う案件だと思います。上峰町は続いていくわけですから、何も今の執行部の間に全てを決めてしまわなければならないということでもないとは思ってます。

それで、質問もう一つというかあるんですが、この体育館等に伴う「等」というのは、今私の頭の理解、頭の中で理解しているのは、現在の上峰町の社会体育館及びそれに隣接する上峰町武道館をイメージしてるんですけど、この2つ以外に考えてらっしゃる施設はあるでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

「等」につきましては創生室長が答弁いたします。

武道館についての思いが違うことはありますが、執行部で一致しているのは、それをどういう設計が上がるかというのを見てみないと判断できないわけですね。まさに、その点でこの評価の委託料を組ませていただいていて、私自身としましては現状あるものを改修するのがいいんじゃないかということを繰り返し申し述べておりますけども、仮にアリーナつきで田中議員がおっしゃったような観戦ができて、かつ運用も含めて錬成大会が十分確保できるスペースが業者間の付加価値の創造の中で生まれてくれば、それはそのときに恐らく町民の皆様方の御意見を聞きながら考えていただくことになるんだろうというふうに思っているところでございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

体育館等とは何かということで、たびたびこれも御質問いただいているところではございますけれども、体育館、プール、武道館などの可能性を一旦盛り込んだ上でという形で答弁をさせていただいております。その上で全体的な規模感から計画としての整合性にマッチするかどうか、こういったものを精査を行いたいというふうに申し上げてるところでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○2番（大川徹也君）

体育館、武道館及びプール等とありましたけど、またそのほかにもありますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今のところはその3つを私ども考えてるところでございます。

○2番（大川徹也君）

今回は他の同僚議員さんのほうから体育館や武道館についてよく出ていますが、プールについて質問をします。

プールを中心市街地化に持っていくという仮定でなると、現在の中学生等が授業等で使うプールについてはどのようにお考えになりますか。

○教育長（野口敏雄君）

中学校の保健体育科において水泳指導というのは必須ではないんです。したがって、県内を見ましても中学校にプールがない学校というのは幾つもあります。ただ、必要であるとは思っていますので、できるだけカリキュラムを工夫して水泳指導はしたい。で、現在も遠い、離れた場所ではありますが、歩いてプールまで行って中学校の水泳指導をしている状況はございます。時間数は、校内に、敷地内にプールがある学校よりもちょっと少なくなっています。

今回、中心市街地にと考えておりますのは、これはまだ、どうなんでしょう、私、政治的にも素人なので、どこを、何をどこまで言っているのか、これ言ったらまずいのかということもよくわからないんですけど、いろんな手だてを考えて、全国的に見れば、例えばなんですけど、スクールバスを持ってる学校であれば、スクールバスを利用してプールまで行って、例えばですけど、そのプールでスイミングスクールなどがあっていれば、専門の指導者がいるわけですね、その指導者の方々に小学生、中学生が直接指導を受けるという、実際やっという学校もあります。で、本町の場合は、じゃ、どうするかというと、そこまでは考えてないですけども、通学バスとかいろいろありますので、そういう手だてが考えられないかということのも一つの案としてはあると思っています。

それから、学校だけで、これはプールに限らずなんですけども、体育館もそうなんですけど、施設を持っておくというのが通常のこれまでの当然の考え方であったわけですが、学校が使う施設というのは子供たちがいる昼間だけなんです。夜であるとか、土日であるとか、部活を除けば、そういったところでは使用されない部分が多いんですよね。そういうところを民間がうまく利用して、一般の方であるとか町外の方であるとかいう方々に大いに利用してもらおうという発想が今後求められてくるんじゃないのかということも一方でありましたので、そういったことも総合的に考えての、プールも今町民プールありますが、結構老朽化しまするので、それともあわせてということでの御提案をお願いをしたところでございます。

先ほど、もう一つだけなんですけど、町長との意見のあれにつきましては、これはもう確か

に私は教育委員会としてこちらに上がってきた要望であるとか私なりの判断で、そして、教育委員会のコンセンサスとして御発言し、行動してるところでありますけども、今回こうやって補正予算に上程していただいたということで、町長先ほど言われましたけども、客観的な評価を求めていくというお立場になられたということは私はありがたく思っています。結果どうなるかわかりませんが、まずは、その評価に入っていくというところで踏み切っていただいたというところに感謝しながら今いるところでございます。誤解なきように思いまして、あえて言いました。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

上峰町の公共施設等総合管理計画によりますと、老朽化率が高いものから、先ほど体育館、武道館、管理事務所、100%の老朽化率と申し上げましたけれども、上峰町民プールは2年前のこの計画によりますと、昭和60年度に取得年度が始まっておりまして、1985年度ですね、で、今現在、老朽化率91%で80%を優に超え、赤で示されている状況でございまして、相当老朽化しているということで判断をいたしております。

○2番（大川徹也君）

私が言いたいのは特に建てかえが不必要とか、作り直しが不必要とかということを行っているわけではないんです。

さて、プールを、先ほども体育館施設の規模についての質問が同僚議員からありましたけれども、プールの規模についてですが、一般の方々も対象にするようなプールということで、今、教育長のほうからお伺いしましたけれども、そうなってくると、規模についての構想というのも出てきてるだろうと思うんですが、規模はどのくらいに考えておられますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

プールの規模につきましても体育館と同様の考え方にならざるを得ないというふうに思っております。現状では既存のプールございますけれども、これはちょっと屋外のプールですね、今あるのはですね。ですので、これをちょっとどのような取り扱いするかというのが一つ。で、屋内に入れるとするのであれば、その中でのコースを何コース設定するのかとか、深さをどうするのかとか、附帯設備はどうするのかと、そういったことを検討していく必要はあるかというふうに思っております。

ですので、現段階でどの程度というのは今後評価していく中身によって、スペックなり、規模なりが若干変容していく形は当然あり得ると思いますけれども、まずは、現在あるスペックを最低限という形で考えたところで一旦盛り込んでみた上で、どのぐらいの付加価値がつくかということを検討していくというようなことで考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

規模については説明承知しました。

対象利用者については町内及び、場所が場所ですので、町外からも来れるようなアクセスではあると思うんですね、で、町外からも考えておられるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そこは、P F I 事業ということになりますと、民間事業者からの提案になります。で、その中で、基本私たちはいろんな方々が利用できるような形をもちろん想定はしております。ですので、彼らの中でも経済性をどのようにとっていくかということで、もちろん広くあまねく来ていただいたほうが収益にはつながりますので、そういう考え方するだろうという予測はしてございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今回、体育施設、その体育館や武道館、プールにしてもそうですけれども、基本的に公共施設で収益を図るといのはかなり難しいんじゃないかと思います。維持管理費だけで相当なもんだろうと思います。そうするためには、町内の利用者に限っての施設と位置づけてしまうにはまず無理がありますし、町外の方も含めると、本当に規模の問題とか、で、実際に町につくったんだけど、町内の方がどのくらい都合よく、利便よく利用できるかという問題が出てくるかと思います。町民のためにつくったんだけど、実際利用している人は町外からが多かったとか、ほとんどだったとか、そういったことももちろん考えられますし、そういったことも含めて大変いろいろ懸念をしております。

で、この事業を進めるに当たって、私だけでなく、他の議員さんたちもそういった事柄についてすごく懸念を持ってるけど、情報がないから判断しにくいという状況なんですよ。ですから、ぜひ機会を設けてこういう事業の進展やこういう新しく議案として出てくるものに関しては詳細な説明をまたお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるように、無駄とぜいたくというのは随分違うと思うんですね。無駄というのは費用に対して便益が十分でない状態のことであり、ぜいたくというのは収入に対して費用が過大である場合のことをいうと思います。例えば、公共の建物って結構いろいろありますけれども、公共図書館を新築すれば、利用者がどっとふえるという意味で無駄になることはまれであっても、本来無償を原則とする施設であるので、ぜいたくなものとなる懸念があるわけですね。

私は、公共施設を建てかえ、新築する、更新していく上で、考え方としては、やっぱり今のサービス水準を落とさず、ただ、新設する場合は複合化して床面積を減らしていくと、先ほどから申し上げておりますように、そのような考え方で、あるいは今あるものを長寿命化

すべきだという考え方、そういう考え方のもとに再編を考えていくべきだろうと思っておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○８番（大川隆城君）

説明書の12ページをお願いします。これは児童福祉総務費の償還、利子及び割引料のところの一番下なんですけどね、前年度放課後子ども環境整備事業国庫精算金というのが上がってます。額的にはそんなに大きくないんですが、これ説明をお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

款の３．民生費、項の２．児童福祉費、目の２．児童措置費、節の13．（発言する者あり）済みません。失礼しました。項の２、目の１．児童福祉総務費、節の23、失礼しました、償還金、利子及び割引料の中の前年度放課後子ども環境整備事業国庫精算金でございますけれども、実績のほうは12,000千円でございますして、受入額が4,744千円でございますして、4,000千円の既に受け入れ済みがございますので、差し引き744千円の歳出ということになります。（発言する者あり）

内容の説明でございますけれども、空調、トイレ改修工事、それと、備品購入費になってございます。

以上でございます。

○８番（大川隆城君）

私が聞きたかったのは、前年度の放課後児童子どもの環境整備をするときに国庫補助をいただいた、で、それはきちんとした整備をするためにもらったことでやってこられたらと思うのに、この時期にまた精算金として、これは追加になっただけでしょう。だから、何でここでまた追加が740千円上がってるかなという感じでちょっとお聞きしたんですが。追加ちゅうことじゃなかつですかね。その辺ちょっとお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

追加ということではございませんで、精算金でございますので、744千円をお返しするというような形になります。

○８番（大川隆城君）

そうすると、さっきの数字に戻るわけですが、こういう場合の精算というのは大体今の時期ぐらいになるわけですかね。もっと早くしてあるんじゃないかなと気をしとったんですが、いかがですか。

○住民課長（扇 智布由君）

国庫補助金に関しましては翌年度精算になってございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

わかりました。

で、せっかくこの放課後児童子ども関係のことがあったものですから、関連的に申しわけないですが、1つだけお尋ねしたいと思います。

これは今は民間委託という形で離れてますが、以前は直でやっていましたよね。小学校の体育館の2階の部分の部屋を使ってということでやってました。その時分に支援員さんが6名だったですかね、7名だったかおいでいただきよった中で、その当時まではきちんとした研修を受けて、それなりの有識者になっていただくということで研修を受けてもらうことをうんと全員やってくださいということで進めてこられたはずですよ。そうすると、私がこの民間委託に変わったときもこの件についてはたしかお願いしとったかと思いますが、それまでそういうふうな研修を受けてきていただいたのを、委託になっても継続してそのとおり続けていかれるんでしょうから、ぜひその辺は御指導お願いしますという話をしとったかと思いますが、現状はどんなでしょう。もう民間委託した委託先の方に、もちろん主権は移るものだから、その方たちの考えでということなのか、それとも、今言う研修等々受けてということは継続してされてるものか、その辺ちょっとお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

支援員の方の研修でございますけれども、うちのほうからも研修のほうに関しましてはお願いのほうをずっとしております。で、委託先のほうにそういったお願いをしているところでございますが、委託先のほうからもそういった支援員さんに対してそういった指導をされているかどうかということまではちょっと把握はしてございません。ただ、町のほうとしましては子供たちの安全確保のために研修のほうはぜひお願いしますというふうなことをお願いをしております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

もう一度確認させてもらいます。ということは、やはり支援員さんたちの皆さんは以前のとおり研修を受けなければならないということになってるちゅうことには間違いはないわけですか。その辺確認でもう一度。

○住民課長（扇 智布由君）

ちょっと今、大川議員さんが言われている研修の内容というか、どういった研修のことを言われているかというのがちょっと今不明なんですけれども、独自の研修というのはもちろんされていらっしゃるし、県のほうで支援員の（「県の」と呼ぶ者あり）はい、そういった支援員のほうの研修もされていらっしゃる。で、県のほうの研修というのは、ある程度免許を持っている方が受けられる、例えば、幼稚園教諭とか、保育士の資格を持っていられる方とか、学校教諭の資格を持っていられる方が受けられる研修となつてご

ざいまして、皆さんが受けられるということではないので、そういった免許をお持ちの方は受けてくださいというふうなことは指導しているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今手元に学童保育のあれを持ってないからあれですが、もうそのことになったら、じゃ、以前は教育委員会が主体的にその辺は携わってもらってました。ですから、目の前におられる吉田事務局長がその辺は、前回まではいつもやりとり、答弁とかしてもらってたから、一番詳しいはずだけど、今、扇課長言われるように、有資格者もそうだけど、支援員としておいでいただいている方は皆さんに研修を受けてもらうようになってたはずですよ。よかったら吉田事務局長その辺ちょっと確認の意味で言ってみてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうから大川議員に放課後児童クラブの支援員の研修の件です。

私どものときにそういう研修の制度が創設されました。以前は私どものところも資格を持たない方たちでお預かりさせていただいた、そこに県の研修を受けることによって、放課後児童クラブの支援員の資格、研修を受けたという資格を持つことによって、報酬が上がるということができるとい、また、その研修を受けることによって、子供たちを安全に預かるという、そういう制度がございます。これは今もございます。

そういうことで、何も資格を持っていない方についてはそういう研修を受けることによって支援員という1つスキルアップすることができます。

また、先ほど住民課長おっしゃられたのは、もともと保育士とか教諭とか、資格をお持ちの方たちはもう既にそういう支援員の研修を受けずともスキルアップしてございますので、住民課長が申しました研修はさらなるもう一個上のレベルの研修を受けてあるということでの御案内でございました。

よって、先ほど大川議員の質問に答弁するとすれば、私どもが従前持っていた研修も引き続き県のほうではそういう研修もございますということでお答えさせていただきます。

○8番（大川隆城君）

そういうことでありますので、今、支援員さんがどなたがおいででなのか全然存じ上げません。また、今言う研修の受けた受けないのことも全然存じ上げません。ただ、やはりそういうふうなことで今まで来てたから、やはりそこはちゃんと継続してという話、課長もしてもらいましたから、もし、そういう方がいらっしやらないとしたならば、研修等々には当然受講してもらって、今、吉田事務局長言ってくれたように、今言うスキルアップも兼ねてきちんとやってくださいという指導はぜひやってもらいたいと思いますが、その辺もう一言お願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

研修に関しましてはもう一度私のほうも勉強をさせていただいて、委託先のほうにも指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

済みませんね、いつまでも。

そして、これも本当何というかな、言いにくいことかもしれんですけども、以前は案外若手の方、そうですね、30代、40代の、40代ぐらいまでやったかな、支援員さんで来ていただいたかと思いますが、今、時々ですけどね、拝見すると、案外年配の方もいらっしゃるようなものですから、その辺はまたその後の規制緩和といいますか、で、年齢幅とか、その条件緩和でなったものかなというふうなこともと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

支援員、補助員の方の年齢に関しましては、こちらのほうももちろん把握してございます。ただ、委託先の、その受託先のお話を聞きますと、なかなか来ていただく方がいらっしゃらないというところで、どなたでもよければすぐに雇い入れますけれども、やはり子供たちの安全が一番というところで、そういった面でやはり委託先なりに人選をされまして雇い入れていただいているというふうにお伺いをしているところでございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（鈴木千春君）

私のほうでも同僚議員から多々質問があります体育施設等整備に伴う中心市街地活性化再評価業務委託につきましてお尋ねいたします。

体育施設、体育館、プール、武道館とあるかと思うんですけども、再評価の結果、体育施設の中で体育館だけとか、プールだけ、武道館だけとか、そういった判断になり得る可能性というのはございますでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ゼロとは言えないと思います。

○1番（鈴木千春君）

その場合、そういった中で一部だけが移設される、移転されるというふうな判断になった場合に、やはりその期間、まだ決まったことではないんですけど、中心市街地に、プールだけが、例えば、行くとなったときに、その改装工事中とかってというのは延命措置を行ってその既存のところを使うのか、ほかのところに行くのかわからんのですけども、例えば、仮に修繕するというふうになった場合に、そういった修繕の費用というのはこのたびの補正予算の中の17ページ、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費の説明のどこ

ろにあります建物調査業務委託料の中で算出されるというような認識でしょうか。お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

済みません。途中で入ることになるかもしれませんが、私のほうからは、予算書、この17ページ、御質問いただきました款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の13. 委託料2,500千円、建物調査業務委託料の内容について御案内をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

恐縮です。私ども、こちら今回提案させていただいてる建物調査業務委託料は、現在、小学校の校門周辺について、広く、なだらかに改修すべく計画を持っているところでございます。そこで、児童のさらなる安全・安心を確保すべく、校門から南側に隣接する2棟の建物についても拡幅に御協力願いたいと考えてございます。つきましては、この建物調査に係る委託料について今回予算措置をお願いしたいということで提案をさせていただいてるものでございます。

途中での質問で少し趣旨が違うかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

ちょっとまずもって、私のほうで補正予算の中で2つの案件を同時のタイミングで聞いてしまったことを申しわけなく思います。済みませんでした。

では、ちょっと質問を変えまして、再評価の結果、体育施設の中の一部が移ったときの修繕費の算出というのはまた今後の話になってくるので、今回の中では見積もりというか、そういうものは算出されないという認識でよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どものほうで請け負いますこの業務に関しては、中心市街地に移設した場合にどれぐらいのものができ上がるのか、どういう形でおさめたほうがいいのかというようなものを評価するような内容になっとなりますので、既存の部分に関しましてはちょっと手前どものほうからなかなか答弁するのは難しいと思いますので、御承知おきください。

○1番（鈴木千春君）

恐らくそうなのではないかなというふうに私も思っていたんですが、やはり体育施設の行く末というのは、建てかえ、改修、延命、もしくは移設、移転というような、どうなるかわからないと、で、その評価を受けてみなきやわからないというふうなことは十分判断するあれにはなっていると思うんですけども、同僚議員の一般質問の答弁の中に、第2プラン、第3プランがあるというような旨も話は出ていて構想はあるのかもしれないんですけども、ぜひとも、先ほど同僚議員からもありましたとおり、主役は誰なのかということを念頭に入れて、後手後手にならないような対応を期待したいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

今度はPFI事業者について伺いをします。

イオン跡地に体育施設を追加するということで佐賀新聞のほうでついてましたということで同僚議員さんのほうからも今回の議会の中でお話がありましたが、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託料として5,500千円が計上され、予算案が可決されれば、町は従来の計画をもとに新計画の検討に移ると。町は再開発を担うPFI事業者を選定中だが、協議を終え、新計画の策定後に再び募集するということで載っています。

PFI事業者と今までやりとりをなさってあったんですよね。プライベート・ファイナンス・イニシアティブでしたっけ、で、このプライベート・ファイナンス・イニシアティブ事業者というのは現在、上峰町と今まで具体的にどのようなやりとりをなさってあったんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

1つ誤解があるようですので、ちょっと前もって申し上げておきますと、正式に申し上げますと、PFI事業者ではございません。というのは、まだ契約もしておりません。ですので、PFI事業者にはなり得ていないです。ですので、そこをちょっと御承知おきの上での話になるかと思っております。

どのようなお話をということでございましたが、これもちょっと言えるところ、言えないところございまして、言える部分に関しまして申し上げますと、これは競争的対話という手法に基づきまして、基本請負契約締結前の作業として、経済条件であったり、リスクの分担であったり、ここに関しての協議をしていたということでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

また、同日の佐賀新聞さんの新聞記事のほうに、中心市街地の再開発をめぐっては閉店前の1月に、イオンがですね、イオン上峰店が閉店前の1月に開発を担うPFI事業者の募集を始めた。6月に基本協定を結び、9月に事務事業契約を締結する計画だったが、事業費やリスク分担などの協議が続き、事業者は決まっていなかったと。

ちなみに何社と協議しておられましたか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これに関しましては、数も含めて事業者名もこれまでも議会中で申し上げたこともございませんでした。で、これに関しましては、今後またこの事業を再評価という形でして、また

募集をかける、公募をするわけですね、そういった際に、一切を公表してしまうことによってそういった意欲をそいでしまうということもありますので、そういったことを防止するためのガイドライン上の措置でございますので、これに関しては申し上げることができません。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

河上君、（「済みません」と呼ぶ者あり）挙手をしてから発言してください。（「失礼いたしました。申しわけありません。失礼しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○２番（大川徹也君）

全てを公表しなくていいですよ。名前とか全然必要ありません。何社ということが特定するなんて、私はそういう能力を持っておりません。何社という数字上げられただけで、ああ、どこねってような能力は持ち得ていませんし、普通の人やったらわからないと思います。そこを隠すというか、言えないということ自体がわかりません。何社と協議しておられましたか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

競争上の地位を阻害するおそれがありますので、これに関しては申し上げることができません。申しわけございません。

○２番（大川徹也君）

競争的対話ですよ。もちろん町側とPFI予定事業者とも言うべき方々との対話におきまして、１社と当町の１対１でのそういう競争的対話も考えられるでしょうし、また、複数の事業者と話し合いを持った、その中で一番上峰町にとって利益のある相手方を選ぶという、そういう競争的な部分もあるでしょう。相手方にとって競争的という意味でもあります、その事業者間のですね。見積もりなんか最たるものですけど。

そして、今度また事業者を募集されるわけですよ。この今回の会期が終わって可決されれば、新計画検討後にまた移ると、そして、PFI事業者を募集するということ。こういう流れでよかったでしょうか。まず、そこを教えてください。

○議長（中山五雄君）

大川徹也議員、この前の前の質問がちょっと趣旨が外れておりますから、その辺きちっと調べてから質問をしてください。わかりますか。（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）今のはいいですよ。その前です。（「趣旨から外れている」と呼ぶ者あり）議案審議です。いいですか。（「了解しました」と呼ぶ者あり）執行部の答弁。

○町長（武廣勇平君）

競争的対話、あるいはさまざまなPFIの状況に伴う民間業者の立場を著しく不利益をこ

うむるような発言を慎まなければいけないということでこの法律が成り立っておりますので、その点御了解をいただければと思います。

○2番（大川徹也君）

ちょっと名前は言う必要はありませんし、何社かということについてはいまだに説明を受けても理解ができません。それについては結構ですが、もう。

今回この再評価をするに当たって、今回の質疑の中で町長が大きく4つの段階に分かれるからまたゼロから始めるんじゃないんですよってということをおっしゃいました。4つの段階のうち3つの段階まではもう来ているので、また新たにPFI事業者をこの評価後に終わって募集してもゼロからじゃないですよということと言っておられました。そういう経緯を考えると、また同じ相手とお話し合いを続けていくのかという、そういう流れを考えるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町長申し上げたとおり、私どもこれまでいろいろ実績もつくってまいりましたし、水準書とか、そういったものもつくっております。ですので、そういったものをベースに今回新たに体育館等を追加するということですので、そういった意味で、省略できることも多分にあるんじゃないかというふうに考えております。ですので、そういったところをある程度ショートカットできるので、スピード感を持ってやっていきたいというのがまず1つ目のお話です。

で、もう一点、例えば、じゃ、今やってる業者とまた話してまた長引くんじゃないかというような形の御懸念かということにもとられるんですけれども、基本的にはこれまでやってきたそのスペックにおけるところの要求水準内容と、今回、体育館等を設定するということにおいて、中身が変容します。ですので、その中身が変容する中においては事業者をまた公募かけるということになりますので、もちろん既存の事業者さんが出てこられるという可能性は十分あり得ます。ですので、それに関してはもちろん出てきていただいて構わないということだと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

2点ほどお尋ねをさせていただきます。確認という意味で御理解をいただければというふうに思っております。

5ページの継続費の中で、行政事務支援委託業務の件でございますが、同僚議員の質問の中で臨時職員とか嘱託職員とか、今役場の中に採用されてますよね。それ60人程度ってちょっと記憶薄れたんで、それでよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

議員御所望のとおりでございます。これについては先ほど大川議員の答弁で申し上げましたように、採用、希望される方については採用試験を行っていくことの権利を保障しながら、職種については限定していくという流れになってまいります。

○7番（吉富 隆君）

この流れについてもう一遍この件でお尋ねをさせていただきます。

要するに委託をするわけですね。当然、今この60名の方は首と言いにくけれど、やめていただく方向になるだろうと思います。で、派遣業者から町は雇い入れるという流れになるだろうと思うんです。それで間違いなかですね。

○町長（武廣勇平君）

若干違います。派遣業者に委託をお願いし、（「はいはい」と呼ぶ者あり）派遣業者の社員さんがこちらに行政事務支援に来られるということです。

○7番（吉富 隆君）

大変失礼しました。そういう気持ちで発言したつもりでございますが、大変申しわけございません。

そうしますと、60人という嘱託職員が今必要であった、派遣業者に委託して、委託業者から役場のほうに来られるわけでしょう。例えば、60名必要なんだけど、60人来なかったら、また嘱託職員と別に行政が雇うというふうなことはあり得ないと思うんですが、どうでしょう。

○総務課副課長（宗雲英則君）

60人に満たなかった場合はということでございますが、私どもはプロポーザルの中でもう60名ということはもうきっちり明言いたしますので、60名に満たない場合、そちらにつきましては委託業者のほうで別途募集をかけていただきまして間違いなく人員は確保していただくこととなります。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともそういう流れをきちっとした形でしていただきたい。というのは、業務に支障がないような形を、必要性のある人を確保していただくように御努力方をお願いをしておきたいと思います。

それから2点目、これも確認でございますが、体育施設整備に伴う中心市街地再評価業務委託、これも委託なんですね。そうしますと、質問は限定されますよね。限定されると思います。これ以外のことできんでしょうもん、質問は。これが議案審議だと思ってます。そうしますと、ほかにいろいろと質問はしたい案件があります。関連でいいということではないと思うんで、そこで、確認でございますが、そういった大きなこのイベントの中での質問を

議案審議の中でできない部分が幾つもあるんで、ここで暫時休憩を、何ていうですか、議案審議を終わった後で結構ですが、議案審議を終わった後に、行政から詳しい説明をいただきたいんですが、受けてもらえるでしょうか、お尋ねをします。

○議長（中山五雄君）

逆にちょっとお尋ねします。これ議案審議が終わってからというのは全ての議案審議が終わってからですか。この69号から72号までを（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）全て終わってからですね。

そういうことで、皆さんたち御異議ございませんか。

○7番（吉富 隆君）

ちょっと議長待ってくださいよ。私の質問は、議案審議終わった後に、ほかの案件も質問事項がいっぱいあるんで、総合的に説明をしていただくことにお願いをしたいと思うんですが、その用意はあるんでしょうかと行政にお尋ねしよつとです。

○町長（武廣勇平君）

まさにこの議案審議、一般質問、議会を経てその質疑を尽くした上で、足りないところがあったら、その課題等を明確にして全員協議会等臨む用意はございますので、その課題をしっかりここで説明不足のところがはっきりしてくることが大切かなと思ってます。

○7番（吉富 隆君）

町長のほうから御説明は、何と何と説明をしたいという、聞きたいということがあれば、それは対応しますということでございますので、この議案審議が終わり次第、暫時休憩の動議を私がかけますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

議案審議が終わって動議をかけられるということですか。（「説明を。暫時休憩の」と呼ぶ者あり）途中ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと議会の取り扱いはわからないんですけども、ちょっと議長さんで御判断をおまかせします。

○議長（中山五雄君）

要するにこの69号から72号まで議案審議を全て終わった後に暫時休憩を求めるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その後に協議をするということですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それで皆さんいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで。次へ進みます。

ほかに質疑ありませんか。69号。

○3番（原 直弘君）

予算書説明書の17ページですね。一番下段の目の施設整備費、委託料の建物調査業務委託料について。ちょっと先ほど同僚議員のところでも事務局長のほうで説明があつて、小学校の校門周辺をちょっとなだらかにする工事に伴って建物調査業務をするということだったんですけど、済みません、その工事の大体の概略の設計とかできてると思うんで、その分の概略のどういった工事になるのか、ちょっと説明いただきたいと思いますので、よろしいですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員からのお尋ねでございます。17ページ、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の13. 委託料2,500千円、建物調査業務委託料の関連で御質問いただきました。先ほど鈴木議員へのお答えの中で小学校の校門周辺について、広く、なだらかに改修すべく計画を持っておりますという、その概要ということで理解をさせていただいております。

現在、予算といたしましては、この設計に係る予算をいただいております。で、そこで、今年度中にこの概算の工事費を算定するわけでございます。で、まずもって、この計画といたしましては、校門を、今回、前の町道が改修工事となりますので、そこでまず、校門の角度、傾斜がきつうございますので、約10メートルほどまず校舎側に引き下がってなだらかな入り口にしたいというふうに考えてございます。

さらに、今度はその校門の左右ですね、左右についてもなだらかに傾斜を持たせて子供たちが安全に登校できるような広いスペース、以前、教育長のほうからの説明のときに、三養基高校の校門をイメージするようなということで御説明させていただいたりましたが、ああいうふうに広い、なだらかなスペースをとって、子供たちの安全・安心な校門にしたいというふうに考えてございます。

さらに、今回の御提案は、その南側につきましてももう少し広く、なだらかに御相談できれば、さらなる安全・安心確保、また、そこに滞留場、例えば、車で送り迎えがあったときとか、そこに少し車が四、五台、五、六台、そこに滞留できれば、なお子供たちの安全・安心を求められることができるなというふうに思っております。そういうことで、隣接するお隣2軒、今建物がございしますが、そこを相談できないかということで考えてございます。そういうことで、その建物の2棟について補償費を算定したいということで今回2,500千円のその建物調査業務委託料ということで御提案をさせていただいております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今の説明で大体工事の概要的なのはわかったんですけど、私がちょっとイメージしたのが、今の校門があつて、南側のその家というのは大分ちょっと離れているんで、どういう工事になるのかなということで聞いたんですけど、結構離れてますよね。それで、そこが滞留部分になるっていうことでの設計が今あるということなんですね。わかりました。

ちなみに、その2棟の建物というのは現在お住まいのところですか。それをお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、結構離れてるというイメージだというふうに、寸法的には三、四十メートルほどスペースがとれるようになろうかと思います。そういうことで、車が四、五台、五、六台ぐらいこう縦に縦列にとまっては子供を送り届ける、そういうスペースができれば望ましいなというふうに思っています。

そして、お尋ねの2棟でございますが、現在お住まいではないです。お一方のところは以前、私たちが小さいときは床屋さんでございました。今は空き家になってございます。もう一方は居宅でございますが、－〔発言取り消し〕－ということでお伺いをしてございます。そういう2棟でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、その部分が乗降の場所にもなるということですね、滞留というか。そういうことでちょっと確認したいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

済みません。ちょっと今のでちょっと乗降口っていうのがちょっと再度確認したかったんで、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御案内のとおりでございます。今スパークのほうで乗りおりしていただいとりますが、現状として、三上地区とか、そういう自衛隊周辺のほうからのお住まいの児童・生徒さんたちも最近ふえてございますので、割と校門側のほうにも需要があるというふうに承知をしてございます。そういうところで、そこで乗りおりができれば、なお安全かなというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

町道改良に伴って、それをされるんだろうなと思うんですけど、今ちょっとお聞きしますと、ちょっとその乗降口は乗降口でいいんですけど、それに伴って、その町道の拡幅も行われるということで、そしたら、結構車の量が多くなると思うんですけど、その辺を勘案して、その乗降口の計画があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原議員からの御質疑でその道路が広がったときに車の往来が多くなるんじゃないかということでの御質疑かと思います。

現道拡幅でございますので、工事車両が結構通行するような時期も集中するかと思います。ただ、あと、そこが広くなることによって、小学校のほうも今回広げると、正門のあたりを広くするというので、三養基高校の前を想像していただくとわかるんですけども、正門を小学校の敷地側に下げます、で、20メートルぐらいの道路から離れた広いスペースができるわけなんですけども、今回計上させていただいておられます2,500千円の調査、そういった敷地まで含んだところでの話になりますけども、そこまでを小学校の敷地とすることで、広くそこにスペースが確保できます。で、そこに雨が降った際の御父兄さんの送迎車とか、あと、今バスはスパークのほうにとまってますけども、送迎のバスもそこにとまるようなスペースを設けることで、安全に乗りおりができると、そういったことも行く行く考えるような形にはなってくると思いますけども、そういったところを考慮して広くするというので小学校のほうで考えられているということです。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

済みません。議長にお願いでございます。先ほど私ちょっとプライベートなお話を答弁の中でさせていただきました。で、訂正並びに発言の削除をお願いしたいのですが、よろしいですか。

○議長（中山五雄君）

訂正の発言。（「じゃ、後ほど。済みません。休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。（「休憩してくれということ」と呼ぶ者あり）休憩が。はっきり言ってください。（「済みません」と呼ぶ者あり）

今休憩をお願いしますということで執行部からお願いが出ましたけども、いかがいたしましょうか。異議なしでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで休憩をしたいと思います。何分ぐらい要りますか。（発言する者あり）10分間休憩します。2時20分まで。休憩。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（中山五雄君）

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

ただ、先ほど吉田教育委員会事務局長より訂正方をということでお願いがっております。それについては文書をつくらなくちゃいけないということで、全員協議会の後に提出をさせて、で、皆さんたちの机に配るようにするようにしとりますから、予定どおりこれから議案審議に入りたいと思います。

議案第69号の質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

補正予算の19ページですが、款10. 教育費、項5. 社会教育費、目5. ふるさと学館費、節13. 委託料、ふるさと学館改修工事設計委託料ですが、ふるさと学館のどのような改修工事を検討しておられるのでしょうか、中身を教えてください。

○文化課長（中島 洋君）

ページ19ページ、款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の5. ふるさと学館費、節の13. 委託料、ふるさと学館改修工事設計委託料の説明をということです。お答えいたします。

要望等もありまして、障害者トイレの扉のアコーディオンカーテンから引き戸に改修するのと、あと、障害者トイレ及び女子トイレの今洋式便座を暖房便座とウォシュレットに交換し施設整備を行う工事の設計委託料です。

以上です。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。すいません。挙手するときは声を出してください。

○2番（大川徹也君）

はい。今回歳出で補正予算の歳出2ページの11. 災害復旧費が今回補正額で26,520千円ということで大きく出ています。もちろんこれはわかることなんですが、具体的なことを教えていただきたいです。

20ページですが、款11. 災害復旧費、項1. 農林水産施設災害復旧費、目1. 農林施設災害復旧費、節. 工事請負費と、農林施設災害復旧工事とありますが、これはどういった工事を予定しておられるのでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員の御質疑でございます。款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費、工事請負費の12,740千円の中身はということでございます。

こちらにつきましては、まず、林道九千部山横断線のり面崩壊4カ所でございます。それから、林道屋形原線路盤工の補足材の投入でございます、1カ所。鳥越地区水路1カ所。あと、農地崩壊が2カ所ございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

続けて同じ款の11. 災害復旧費、項の2. 公共土木施設災害復旧費、目の1. 公共施設災

害復旧費、節の15. 工事請負費、公共土木施設災害復旧工事の中身を教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

大川議員の質疑でございます。款の11. 災害復旧費、項の2. 公共土木施設災害復旧費、目の1. 公共施設災害復旧費、節の15. 工事請負費13,780千円の内訳はということでございます。

まず、鎮西山五万ヶ池駐車場トイレ横の裏側ののり面崩壊、鎮西山遊歩道1カ所、鎮西山南登山道ののり面崩壊3カ所、鳥越川護岸の崩れ1カ所でございますが、1件1カ所でございますので、箇所数としましては2カ所でございます。佐賀東部緩衝緑地ののり面崩壊1カ所。

以上でございます。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案69号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第70号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 議案審議。

議案第70号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第70号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第71号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案審議。

議案第71号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第71号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第72号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案審議。

議案第72号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

最後のページ4ページをお願いします。

歳出の一般管理費の13. 委託料9,517千円、すいません、説明をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員からの御質疑でございます。予算書ページ4ページ、款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、13. 委託料9,517千円、農業集落排水処理施設維持管理委託料。

補足説明の中で若干説明いたしておりましたが、包括契約をしている委託先の包括契約の中に電気料も含んでおります。で、こちらの電気料の過去3カ年分の電気の値上がり分に対する補正の増額ということでお願いするものでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

一応わかりました。

それで、関連的になりますけれども、少しお尋ねしたいと思います。

もう課長も当然、御案内かと思いますが、今、三上地区ますます宅地造成が進み、宅地がつくられておりますですね。そうすると、三上の北部のほうに、聞いた話では今後約1町ぐらいの宅地造成がなされて100軒ぐらいはできるというふうなお話も聞いております。また、南部についても例の道路整備等々が進めば、また当然家が建ってくる可能性は大いにあることも間違いございません。

そういうときに、今、三上地区は三上の処理場につないで処理をされているかと思いますが、来年かぐらいに100軒ぐらい建ったとしたときに、果たして今の処理場の機能が十分間に合うかどうか、ひょっとしたらまた機能強化で増強せんといかんかなというふうな心配もちょっとするわけですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員からの御質疑で2点ほどあったかと思いますが。今の三上処理場の容量は足りるかということと、あと、今後機能強化の見通しはということだと思います。

まず、1点目の容量は足りるかということでございますが、今現在、三上処理区は建設されて建設当時の計画人口が2,550人で処理槽を持っております。こちらにつきまして平成30年度の決算の資料にも添付しておりますが、平成30年末、年度末の処理人口でございますが、2,050人となっております。割り戻しますと、大体8割程度の処理の人口を今やっているということでございます。で、残り、差し引きますと、500人程度の余裕が今現在あるわけでございますが、三上処理区の計画をする段階で1軒当たりの対象人員というのを計画しておりますが、その人員が2.5人でございます。で、500人の余裕を2.5人で割り戻しますと、200

軒程度今のところ余裕があるということでございます。

あと、機能強化の話でございますが、今現在、全国的な話でございますけども、少子化も始まっており、今後使用料の収入が減ってくるということで、国の施策としまして広域化という話が持ち上がっております。で、佐賀県の県の下水道課を軸としまして、今現在、佐賀県内全域、全部の市町を対象として広域化の動きがあっております。で、その広域化につきましては今後話を進めていくような形になると思いますが、ブロック別に話をやるということで、今現在その協議会の立ち上げの前段での話をやっているところでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第72号の質疑を終結いたします。

これから先は暫時休憩をして話し合いをしたいと思いますが、休憩をいたします。暫時休憩。

午後 2 時32分 休憩

午後 4 時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

その前に、ただいま吉田教育委員会事務局長から本日の会議における発言について取り消しの申し出が出ております。お手元に配付しております、発言取り消しに記載した部分の取り消しと会議録の取り消しをしたいとの申し出があっております。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

○7 番（吉富 隆君）

この文言については許可することは何ら問題ないと僕は思ってます。しかしながら、一〔発言取り消し〕一、正解な言葉は必要じゃないんですか。不必要だから取り消しの願いでしょう。取り消しはいいんですよ。じゃ、何が正解の言葉だったのと。これ必要ないですか。

○議長（中山五雄君）

吉富議員（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと今私も読みにくくて相当あれしたんですけども、これは議事録に残したくないもので、今あなたが言われるのはごもつともだと思います。だから、その辺を口頭で言えないから皆さんたちの机に配付をしとります。で、ここ登壇は、私があと残りを言った後に、吉田事務局長には登壇をしていただいて謝罪をびしっとしていただきたいなと思っておりますけども。

○7番（吉富 隆君）

私は何ら文句を言ってるわけじゃないですよ。－〔発言取り消し〕－という文言が不必要だったと。じゃ、何を言いたいのかということは要らないですかと言います。要らないと言えば要らないでいいんじゃないですか。何をもちもたしてんの。普通はこれ取り消すときは、上段に上がって、こういう事情ですよ、議員の皆さんの御協力をお願いしますと頭下げなきゃいけないですよ、ルールは、普通は。手元にこうして配つとるからいいちゅう問題じゃないですよ。議会はルールがあるんですよ。

だからね、私はつけ加えて何を言いたかったのかというのを知りたかった。ただ文言の取り消しだけでいいなら、上段に上がって説明して、お願いしますと言やよか。議長が直接言うのは、こういう理由で出てますから、いかがですか、いいですよって皆さん言いよんさっけん。そうでしょう。それがルールなんですよ。

○議長（中山五雄君）

流れをですね、吉田事務局長には、教育委員会事務局長には説明を登壇してしていただきます。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）これからですね。

その前に、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、吉田教育委員会事務局長からの発言取り消しと会議録の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ただいまより吉田教育委員会事務局長より、登壇して、取り消し、訂正申し出の言葉をしていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回貴重なお時間をいただき大変恐縮でございます。

私、原議員の空き家であるかという御質問に対して、空き家でございますと言った後に、この答弁に不必要な個人のプライバシーに係る発言をしてございました。このプライバシーに係る発言については大変申しわけなく、関係者の皆様、また、議員の皆様に深くおわびを申し上げ、発言取り消しの申し出をさせていただいたところでございます。大変申しわけございませんでした。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま吉田教育委員会事務局長からの発言の取り消しと会議録の取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。吉田教育委員会事務局長からの発言の取り消しと会議録の取り消し

は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。散会。

午後 4 時51分 散会